

条 例 制 定 改 廃 調 書

条例改正に伴う新旧対照表

令和 7 年

奈良市議会 3 月定例会

令和 6 年度関係

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）第 1 2 条による児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）の一部改正	4 制定改廃の概要	1. 特例給付について、文言の改正を行う。（別表第 2 関係） 現行条例で規定している特例給付について、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第 1 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 1 2 条の規定による改正前の児童手当法附則第 2 条第 1 項の特例給付である旨規定する。
3 制定改廃の理由	・ 上記の法改正により、児童手当に係る支給要件のうち所得制限が撤廃されたことに伴い一定所得以上の者に対する特例給付が廃止されたが、個人番号の利用に係る事務において廃止前の特例給付の支給に関する情報を継続して使用する必要があるため、所要の規定の整備を行うもの。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	子ども未来部 子ども育成課

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
略	略	略	略	略	略
14 市長	生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人に対する措置の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は 特 例給付の支給に関する情報（以下「児童手当等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 略	14 市長	生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人に対する措置の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 略
略	略	略	略	略	略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市公共交通基本条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. 持続可能な公共交通ネットワークの維持及び構築に寄与するため、本市における公共交通の維持及び充実並びに利用の促進に関する必要な事項を定める。 (1) 基本理念（第3条関係） (2) 市の責務（第4条関係） (3) 市民の役割（第5条関係） (4) 事業者の役割（第6条関係） (5) 公共交通事業者の役割（第7条関係） (6) 施策の推進（第8条関係） (7) 計画の策定（第9条関係）
3 制定改廃 の理由	・自家用自動車の普及や、新しい働き方の定着等による通勤需要の低下など、ライフスタイルの多様化により、公共交通の利用者数は中長期的な減少傾向にあり、従来からの公共交通ネットワークの維持が困難になりつつある。 このことから、公共交通の利便性の向上及び利用の促進について、基本理念及び公共交通に関する施策の基本となる事項を定めるため。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	都市整備部 交通バリアフリー推進課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. ラブホテル建築規制区域及びぱちんこ屋等建築規制区域をそれぞれ新設する。（第4条の2、第6条の2関係） 2. ラブホテルの定義を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の定義と同一とし、市長への届出を不要とする。（第2条、現行の第3条、現行の第3条の2関係） 3. 屋外広告物については、奈良市屋外広告物等に関する条例（令和4年奈良市条例第14号）において規制することとするため、屋外広告物等の規制に関する規定を廃止する。（現行の第11条関係） 4. 条例の実効性を高めるため、罰則規定を改める。（第12条関係） (1) 建築中止命令に係る罰金の限度額を5万円から30万円に引き上げる。 (2) 立入調査に係る罰金の限度額を2万円から10万円に引き上げる。 (3) 虚偽の申請及び勧告に係る罰金の限度額を5万円とする。 (4) ラブホテル該当の決定に関する届出をしないこと及び虚偽の届出に係る罰金の規定を削る。
3 制定改廃 の理由	・都市計画法（昭和43年法律第100号）に定める風致地区及びなら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）により指定された奈良町都市景観形成地区は、奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和59年12月奈良県条例第11号）が定める禁止地域以外の地域であるため、これらの地域を市長が同意した場合にはラブホテル及びぱちんこ屋等の建築を行うことができる規制区域とするもの。 ・条例の実効性を高めるため、罰則規定を改正するもの。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	都市整備部 建築指導課

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例 新旧対照表

現行	改正案
(定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) <u>ラブホテル</u> 旅館業を目的とする建築物のうち、異性を同伴する客に利用させることを目的とするものであつて、別表第1に定める構造及び設備を有しないものをいう。 (3) <u>ぱちんこ屋等</u> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号に規定する営業(まあじやん屋を除く。)を目的とする建築物をいう。 (4) 略 <u>(届出)</u> 第3条 <u>市内において旅館業を目的とする建築物を建築しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。</u> <u>(ラブホテル該当の決定)</u> 第3条の2 <u>市長は、前条の届出があつたときは、当該届出の建築物がラブホテルに該当するかどうかを決定するものとする。</u> 2 <u>市長は、前項の規定による決定をする場合において、必要があると認めるときは、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くことができる。</u> <u>(ラブホテルの建築の禁止区域)</u> 第4条 市内の<u>次の各号に掲げる地域、地区又は区域</u> <u>において、ラブホテル(専ら営業の用に供する部分に限る。)</u> <u>を建築してはならない。</u>	(定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) <u>ラブホテル</u> <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する営業を目的とする建築物をいう。</u> (3) <u>ぱちんこ屋等</u> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号に規定する営業(まあじやん屋を除く。)を目的とする建築物をいう。 (4) 略 第3条 <u>削除</u> <u>(ラブホテル建築禁止区域)</u> 第4条 市内の次に掲げる地域、地区又は区域(第5条、第9条及び第12条並びに附則第3項においてこれらを「ラブホテル建築禁止区域」という。)においては、ラブホテル(専ら営業の用に供する部分に限る。)を建築してはならない。

現行	改正案
(1)～(3) 略 (4) <u>なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）</u> 第9条第1項の規定により指定された奈良町都市景観形成地区 (5) <u>別表第2及び別表第3に定める施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域</u>	(1)～(3) 略 (4) <u>別表第1及び別表第2に定める施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域（ラブホテル建築規制区域）</u> 第4条の2 <u>なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第9条第1項の規定により指定された奈良町都市景観形成地区（次条、第9条及び第12条において「ラブホテル建築規制区域」という。）においては、ラブホテル（専ら営業の用に供する部分に限る。）を建築してはならない。ただし、その建築が周辺の良好な居住環境等を害するおそれがないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u> 2 <u>前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。</u> 3 <u>前項の規定による同意の手続については、次条（第1項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第4条の2第2項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第4条の2第2項」と読み替えるものとする。</u> (ラブホテルの建築の同意)
第5条 <u>前条の禁止区域外</u>の地域においてラブホテルを建築しようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。 2 市長は、前項の同意を求められた場合においては、<u>審議会</u>の意見を聴かなければならない。 3 市長は、第1項の同意をする場合においては、この条例の目的を達成するため、必要な条件を付けることができる。	第5条 <u>ラブホテル建築禁止区域及びラブホテル建築規制区域以外</u>の地域においてラブホテルを建築しようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。 2 市長は、前項の同意を求められた場合においては、<u>奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制審議会（以下「審議会」という。）</u>の意見を聴かなければならない。 3 市長は、第1項の同意をする場合においては、この条例の目的を達成するため、必要な条件を付けることができる。

現行	改正案
<u>(ぱちんこ屋等の建築の禁止区域)</u> 第6条 市内の<u>次の各号に掲げる地域、地区又は区域</u> _____においては、ぱちんこ屋等（専ら営業の用に供する部分に限る。）を建築してはならない。 (1) 略 (2) <u>都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区</u> (3) <u>なら・まほろば景観まちづくり条例第9条第1項の規定により指定された奈良町都市景観形成地区</u> (4) <u>別表第2に定める施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートル（当該施設の敷地が商業地域にある場合で、その商業地域にぱちんこ屋等を建築するときは、50メートル）以内の区域</u>	<u>(ぱちんこ屋等建築禁止区域)</u> 第6条 市内の<u>次に_____掲げる地域_____又は区域（第7条、第9条及び第12条並びに附則第5項においてこれらを「ぱちんこ屋等建築禁止区域」という。）</u>においては、ぱちんこ屋等（専ら営業の用に供する部分に限る。）を建築してはならない。 (1) 略 (2) <u>別表第1に定める施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートル（当該施設の敷地が商業地域にある場合で、その商業地域にぱちんこ屋等を建築するときは、50メートル）以内の区域</u> <u>(ぱちんこ屋等建築規制区域)</u> 第6条の2 <u>市内の次に掲げる地区（次条、第9条及び第12条並びに附則第5項において「ぱちんこ屋等建築規制区域」という。）においては、ぱちんこ屋等（専ら営業の用に供する部分に限る。）を建築してはならない。ただし、その建築が周辺の良い居住環境等を害するおそれがないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u> (1) <u>都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区</u> (2) <u>なら・まほろば景観まちづくり条例第9条第1項の規定により指定された奈良町都市景観形成地区</u> 2 <u>前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。</u> 3 <u>前項の規定による同意の手続については、次条（第1項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第6条の2第2項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第6条の2第2項」</u>

現行	改正案
(ぱちんこ屋等の建築の同意) 第7条 前条の禁止区域外の地域においてぱちんこ屋等の建築物を建築しようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。 2 市長は、前項の同意を求められた場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。 3 市長は、第1項の同意をする場合においては、この条例の目的を達成するため、必要な条件を付けることができる。 第3章 勧告等 (勧告) 第8条 市長は、<u>第5条第1項の規定若しくは同条第3項の条件又は第7条第1項の規定若しくは同条第3項の</u> _____ _____ _____ _____ 条件に違反してラブホテル又はぱちんこ屋等(以下「ラブホテル等」という。)を建築しようとする者、建築している者又は建築した者に対し、当該ラブホテル等の建築について必要な勧告を行うことができる。 2 略 (建築中止命令等) 第9条 市長は、<u>第4条及び第6条の禁止区域内</u> _____ _____でラブホテル等を建築しようとする者、建築している者若しくは建築した者又は前条の勧告に従わない者に対し、当該ラブホテル等の建築の中止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて当該建築の変更、原状の回復、除却その他必要な措置を講じることを命じることができる。	<u>と読み替えるものとする。</u> (ぱちんこ屋等の建築の同意) 第7条 <u>ぱちんこ屋等建築禁止区域及びぱちんこ屋等建築規制区域以外</u>の地域においてぱちんこ屋等の建築物を建築しようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。 2 市長は、前項の同意を求められた場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。 3 市長は、第1項の同意をする場合においては、この条例の目的を達成するため、必要な条件を付けることができる。 第3章 勧告等 (勧告) 第8条 市長は、<u>第4条の2第2項の規定若しくは同条第3項において準用する第5条第3項の規定により付けられた条件、同条第1項の規定若しくは同条第3項の規定により付けられた条件、第6条の2第2項の規定若しくは同条第3項において準用する第7条第3項の規定により付けられた条件又は第7条第1項の規定若しくは同条第3項の規定により付けられた条件</u>に違反してラブホテル又はぱちんこ屋等(以下「ラブホテル等」という。)を建築しようとする者、建築している者又は建築した者に対し、当該ラブホテル等の建築について必要な勧告を行うことができる。 2 略 (建築中止命令等) 第9条 市長は、<u>ラブホテル建築禁止区域内及びぱちんこ屋等建築禁止区域内又は市長の同意を得ずにラブホテル建築規制区域内及びぱちんこ屋等建築規制区域内</u>でラブホテル等を建築しようとする者、建築している者若しくは建築した者又は前条の勧告に従わない者に対し、当該ラブホテル等の建築の中止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて当該建築の変更、原状の回復、除却その他必要な措置を講じることを命じることができる。

現行	改正案
(立入調査) 第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、<u>第3条の規定による届出のあつた建築物</u>について、職員に当該建築物、建築物の敷地又は建築現場に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。 2 略 <u>(屋外広告物等の規制)</u> 第11条 市長は、市内のラブホテルについて屋外広告物その他の外観がこの条例の目的を阻害し、又は付近の景観と著しく調和しないと認めるときは、<u>当該ラブホテルの所有者又は営業者に対して当該屋外広告物その他の外観の撤去又は変更を求めることができる。</u> 2 <u>市長は、前項の場合においては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</u> 3 <u>第1項の処分についてなされた行政不服審査法（平成26年法律第68号）による不服申立てについては、同法第9条第1項の規定は、適用しない。</u> 第4章 雑則 (委任規定) 第12条 略 第5章 罰則 (罰則) 第13条 第9条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は<u>5万円以下の罰金に処する。</u> 2 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。</u> (1) <u>第3条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u> (2) <u>第10条の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者</u>	(立入調査) 第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、<u>市内の第2条第2号及び第3号の建築物</u>について、職員に当該建築物、建築物の敷地又は建築現場に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。 2 略 第4章 雑則 (委任規定) 第11条 略 第5章 罰則 (罰則) 第12条 第9条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は<u>30万円以下の罰金に処する。</u> 2 <u>第10条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。</u> 3 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。</u> (1) <u>第4条の2第2項、第5条第1項、第6条の2第2項及び第7条第1</u>

現行	改正案
(両罰規定) 第14条 略 附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 この条例の施行の際、現に市長の定めるところにより旅館業を目的とする建築物（ラブホテルを除く。）の建築の届出をしている者及びラブホテルの建築の同意を得ている者（建築の届出及び同意を要しないとされた者を含む。）については、第3条及び第5条の規定は適用しない。 3 この条例の施行の際、現に第4条の禁止区域内に建築されているラブホテルについては、現状における建築物に限り同条の規定を除き、この条例を適用するものとする。 (禁止区域内の建築の特例) 4 第4条の規定は、当分の間、ラブホテルの改築、移転、大規模の模様替及び大規模の修繕には、これを適用しない。 5 第6条の規定は、当分の間、次に掲げるぱちんこ屋等の建築には、これを適用しない。 (1) 略 (2) 火災、震災その他既存店舗の所有者又は営業者の責めに帰すること	<u>項の規定による同意を得る手続に当たつて虚偽の申請をした者</u> (2) <u>第8条第1項の規定による勧告を受け、同条第2項の措置を講じなかつた者（ラブホテル建築禁止区域及びラブホテル建築規制区域以外の地域において、第5条第1項の規定に違反してラブホテルを建築した者又はぱちんこ屋等建築禁止区域及びぱちんこ屋等建築規制区域以外の地域において、第7条第1項の規定に違反してぱちんこ屋等を建築した者に限る。）</u> (両罰規定) 第13条 略 附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 この条例の施行の際、現に市長の定めるところにより _____ ラブホテルの建築の同意を得ている者（建築の _____ 同意を要しないとされた者を含む。）については、 _____ 第5条の規定は適用しない。 3 この条例の施行の際、現にラブホテル建築禁止区域内に建築されているラブホテルについては、現状における建築物に限り第4条の規定を除き、この条例を適用するものとする。 (ラブホテル建築禁止区域及びラブホテル建築規制区域の建築の特例) 4 第4条及び第4条の2の規定は、当分の間、ラブホテルの改築、移転、大規模の模様替及び大規模の修繕には、これを適用しない。 (ぱちんこ屋等建築禁止区域及びぱちんこ屋等建築規制区域の建築の特例) 5 第6条及び第6条の2の規定は、当分の間、次に掲げるぱちんこ屋等の建築には、これを適用しない。 (1) 略 (2) 火災、震災その他既存店舗の所有者又は営業者の責めに帰すること

現行	改正案
ができない事由で規則で定めるものによる滅失に伴い、市長が建築を必要と認めるぱちんこ屋等で、次のいずれにも該当するもの。ただし、建築物が周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであることその他市長が定める要件に該当する場合に限る。 ア 略 イ 次のいずれかに該当すること。 (ア) 当該滅失した既存店舗の所在地が、当該滅失前から<u>第6条の禁止区域</u>に含まれていたこと。 (イ) 当該滅失した既存店舗の所在地が、当該滅失以後に<u>第6条の禁止区域</u>に含まれることとなったこと。 ウ・エ 略 6・7 略 <u>別表第1（第2条関係）</u> (1) <u>外部から内部を見通すことができ、かつ、営業時間中自由に入出りするところのできる玄関</u> (2) <u>受付及び応接の用に供する帳場、フロント等の施設並びにこの施設から各客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機等の施設</u> (3) <u>自由に利用することができ、かつ、客室数に応じた広さを有するロビー、応接室等の施設</u> (4) <u>会議、催物、宴会等に使用することができ、かつ、客室数に応じた広さを有する会議室、集会室、広間等の施設</u> (5) <u>食堂、レストラン、喫茶室等及びこれらに付随する調理室等の施設</u> (6) <u>付近住民の生活環境及び景観を損なわない素朴な外観</u> (7) <u>前各号に掲げるもののほか、特に市長が定める構造又は設備</u> <u>別表第2（第4条・第6条関係）</u> 略	ができない事由で規則で定めるものによる滅失に伴い、市長が建築を必要と認めるぱちんこ屋等で、次のいずれにも該当するもの。ただし、建築物が周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであることその他市長が定める要件に該当する場合に限る。 ア 略 イ 次のいずれかに該当すること。 (ア) 当該滅失した既存店舗の所在地が、当該滅失前から<u>ぱちんこ屋等建築禁止区域又はぱちんこ屋等建築規制区域</u>に含まれていたこと。 (イ) 当該滅失した既存店舗の所在地が、当該滅失以後に<u>ぱちんこ屋等建築禁止区域又はぱちんこ屋等建築規制区域</u>に含まれることとなったこと。 ウ・エ 略 6・7 略 <u>別表第1（第4条・第6条関係）</u> 略

現行	改正案
<u>別表第3</u> （第4条関係） 略	<u>別表第2</u> （第4条関係） 略

令和 7 年度関係

条例制定改廃調書

1 名 称	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・ 刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号） ・ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号） ・ 「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行について（令和５年１２月５日付法務省刑事局刑事法制管理官事務連絡）	4 制定改廃の概要	１．次に掲げる条例の規定において、「懲役」とあるものを「拘禁刑」に、「禁錮」とあるものを「拘禁刑」に改める。 (1) 奈良市行政不服審査法施行条例 (2) 奈良市情報公開条例 (3) 奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例 (4) 奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (5) 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例 (6) 奈良市屋外広告物等に関する条例 (7) 行列入進及び集団示威運動に関する条例 (8) 奈良市一般職の職員の給与に関する条例 (9) 奈良市職員の退職手当に関する条例 (10) 奈良市消防団条例 (11) 奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 (12) 職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例 (13) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄学園前駅南地区第一種市街地再開発事業施行に関する条例 (14) 奈良市退職年金等ニ関スル条例 (15) 奈良市教育職員の退職年金等に関する条例
3 制定改廃の理由	・ 上記の法律改正に伴い、従来の懲役刑及び禁錮刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることとなったため、本市の条例においても同様の改正を行うもの。		
5 施行期日	令和７年６月１日	所管部課	総務部 法務ガバナンス課

奈良市行政不服審査法施行条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
(罰則) 第18条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第18条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

奈良市情報公開条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
(罰則) 第37条 第21条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第37条 第21条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁又は50万円以下の罰金に処する。

奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
(罰則) 第18条 第9条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第18条 第9条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁又は50万円以下の罰金に処する。

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
（罰則） 第17条 次のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 略	（罰則） 第17条 次のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 略

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
(罰則) 第12条 第9条の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 2 略	(罰則) 第12条 第9条の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 2 略

奈良市屋外広告物等に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
(罰則) 第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	(罰則) 第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略

行列行進及び集団示威運動に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
第5条 第1条の規定に違反して許可を受けない行進若しくは示威運動を指揮した者第3条に規定する申請書に虚偽の記載をして許可を受けた者、又は前条第3項の規定に基いて公安委員会が附した許可の条件に違反した者は、これを1年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。	第5条 第1条の規定に違反して許可を受けない行進若しくは示威運動を指揮した者第3条に規定する申請書に虚偽の記載をして許可を受けた者、又は前条第3項の規定に基いて公安委員会が附した許可の条件に違反した者は、これを1年以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金に処する。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
（期末手当） 第24条 略 第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2） 略 （3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第24条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2） 略 2～4 略 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。	（期末手当） 第24条 略 第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2） 略 （3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第24条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2） 略 2～4 略 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。

現行	改正案
ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) 略 6～8 略	ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) 略 6～8 略

奈良市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
（退職手当の支払の差止め） 第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1） 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 （2） 略 2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1） 略 （2） 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 （3） 略 6～10 略	（退職手当の支払の差止め） 第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1） 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 （2） 略 2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1） 略 （2） 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 （3） 略 6～10 略

現行	改正案
(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) 略 2～6 略 (退職をした者の退職手当の返納) 第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第12条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第19条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。	(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) 略 2～6 略 (退職をした者の退職手当の返納) 第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第12条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第19条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。

現行	改正案
(2)・(3) 略 2～6 略 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第19条 略 2・3 略 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略	(2)・(3) 略 2～6 略 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第19条 略 2・3 略 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略

奈良市消防団条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
(欠格事項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略	(欠格事項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
（退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 （1） <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 （2）～（5） 略	（退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 （1） <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 （2）～（5） 略

職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
（失職の例外） 第7条 任命権者は、公務上の過失による事故又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）途上の過失による交通事故に係る罪により<u>禁錮の刑</u>に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 略	（失職の例外） 第7条 任命権者は、公務上の過失による事故又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）途上の過失による交通事故に係る罪により<u>拘禁刑</u>に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 略

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄学園前駅南地区第一種市街地再開発事業施行に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
（委員の欠格事由等） 第10条 次に掲げる者は、委員となることができない。 （1） 略 （2） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2・3 略	（委員の欠格事由等） 第10条 次に掲げる者は、委員となることができない。 （1） 略 （2） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2・3 略

奈良市退職年金等ニ関スル条例 新旧対照表（第5条による改正）

現行	改正案
第7条 退職年金増加退職年金又ハ遺族年金ヲ受クルノ権利ヲ有スルモノ次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利ヲ失フ (1) 略 (2) 6年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ (3) 在職中ノ犯罪ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ (4) 略	第7条 退職年金増加退職年金又ハ遺族年金ヲ受クルノ権利ヲ有スルモノ次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利ヲ失フ (1) 略 (2) 6年ノ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルトキ (3) 在職中ノ犯罪ニ依リ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルトキ (4) 略
第9条 退職年金増加退職年金又ハ遺族年金ヲ受クル者禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間支給ヲ停止ス本市ノ吏員トナリ給料ヲ受クル間及前ニ退職一時金ヲ受ケタル者ノ退職一時金ニ相当スル金額（昭和36年4月1日以後退職シ第15条第2項ノ規定ニヨル退職一時金ヲ受ケタルモノニツイテハ当該退職一時金ノ算定ノ基礎トナツタ第15条第2項第1号ニ掲グル金額）ニ達スル迄ノ間ニ付テモ亦同シ ② 略	第9条 退職年金増加退職年金又ハ遺族年金ヲ受クル者拘禁刑以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間支給ヲ停止ス本市ノ吏員トナリ給料ヲ受クル間及前ニ退職一時金ヲ受ケタル者ノ退職一時金ニ相当スル金額（昭和36年4月1日以後退職シ第15条第2項ノ規定ニヨル退職一時金ヲ受ケタルモノニツイテハ当該退職一時金ノ算定ノ基礎トナツタ第15条第2項第1号ニ掲グル金額）ニ達スル迄ノ間ニ付テモ亦同シ ② 略
第17条 次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ退職一時金ヲ給セス (1)・(2) 略 (3) 犯罪ニ依リ免職セラレ又ハ失職シタルトキ但シ失職者ニシテ免訴若ハ無罪ノ言渡アリタル場合又ハ有罪ノ宣告アルモ禁錮以上ノ刑ニ該タラサル場合ニ於テハ其ノ裁判確定ノ日ヲ待チ失職当時ニ遡リテ退職一時金ヲ支給ス	第17条 次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ退職一時金ヲ給セス (1)・(2) 略 (3) 犯罪ニ依リ免職セラレ又ハ失職シタルトキ但シ失職者ニシテ免訴若ハ無罪ノ言渡アリタル場合又ハ有罪ノ宣告アルモ拘禁刑以上ノ刑ニ該タラサル場合ニ於テハ其ノ裁判確定ノ日ヲ待チ失職当時ニ遡リテ退職一時金ヲ支給ス
第31条 禁錮以上ノ刑ニ処セラレ第7条又ハ第11条ノ規定ニヨリ給付ヲ受クル権利又ハ資格ヲ失ヒシ吏員ニシテ次ノ各号ノ一ニ該当スルモノ（ソノ処セラレシ刑3年（昭和22年5月2日以前ニアリテハ2年）以下ノ懲役又ハ禁錮タリシ者ニ限ル）ノウチソノ刑ニ処セラレシコトナカリシモノトセバ年金デアル給付ヲ受クル権利ヲ有セシ者又ハソノ遺族ハ昭和37年10月1	第31条 拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレ第7条又ハ第11条ノ規定ニヨリ給付ヲ受クル権利又ハ資格ヲ失ヒシ吏員ニシテ次ノ各号ノ一ニ該当スルモノ（ソノ処セラレシ刑3年（昭和22年5月2日以前ニアリテハ2年）以下ノ拘禁刑タリシ者ニ限ル）ノウチソノ刑ニ処セラレシコトナカリシモノトセバ年金デアル給付ヲ受クル権利ヲ有セシ者又ハソノ遺族ハ昭和37年10月1

現行	改正案
日（同日以後次ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リシ者ニツキテハソノ該当スルニ至リシ日ノ属スル月ノ翌月ノ初日）カラ該当年金タル給付ヲ受クル権利又ハコレニ基ク遺族年金ヲ受クル権利若シクハ資格ヲ取得スルモノトス （１）・（２） 略 ② 略 第31条ノ3 併合罪ニ付キ併合シテ<u>禁錮以上</u>ノ刑（前条ニ規定スル罪ニ依リ軍法會議ニ於テ処セラレシ刑以外ノ刑ニアリテハ3年（昭和22年5月2日以前ニアリテハ2年）以下ノ<u>懲役又ハ禁錮ノ刑</u>ニ限ル）ニ処セラレ第7条又ハ第11条ノ規定ニ依リ給付ヲ受クル権利又ハ資格ヲ失ヒシ吏員ニシテ其ノ刑ニ処セラレシコトナカリシモノトセバ年金タル給付ヲ受クル権利ヲ有セシ者ガ併合罪中或罪ニ付キ大赦ヲ受ケタル場合ニ於テ大赦ヲ受ケザリシ罪ニ当ル全ノ行為ガ大赦ヲ受ケタル罪ニ当ル行為ニ通常随伴スルモノナルトキハ当該吏員又ハ其ノ遺族ハ前2条ノ規定ノ適用ガアル場合ヲ除キ昭和49年9月1日（同日以後併合罪中或罪ニ付キ大赦ヲ受ケタル者ニ付テハ大赦ヲ受ケタル日ノ属スル月ノ翌月ノ初日）ヨリ当該年金タル給付ヲ受クル権利又ハ之ニ基ク遺族年金ヲ受クル権利若ハ資格ヲ取得スルモノトス但シ刑法第52条ノ規定ニ依リ別ニ定メラレシ刑ガ3年（昭和22年5月2日以前ニアリテハ2年）ヲ超ユル<u>懲役又ハ禁錮ノ刑</u>ナル場合ハ此ノ限りニ在ラズ	日（同日以後次ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リシ者ニツキテハソノ該当スルニ至リシ日ノ属スル月ノ翌月ノ初日）カラ該当年金タル給付ヲ受クル権利又ハコレニ基ク遺族年金ヲ受クル権利若シクハ資格ヲ取得スルモノトス （１）・（２） 略 ② 略 第31条ノ3 併合罪ニ付キ併合シテ<u>拘禁刑以上</u>ノ刑（前条ニ規定スル罪ニ依リ軍法會議ニ於テ処セラレシ刑以外ノ刑ニアリテハ3年（昭和22年5月2日以前ニアリテハ2年）以下ノ<u>拘禁刑</u>ニ限ル）ニ処セラレ第7条又ハ第11条ノ規定ニ依リ給付ヲ受クル権利又ハ資格ヲ失ヒシ吏員ニシテ其ノ刑ニ処セラレシコトナカリシモノトセバ年金タル給付ヲ受クル権利ヲ有セシ者ガ併合罪中或罪ニ付キ大赦ヲ受ケタル場合ニ於テ大赦ヲ受ケザリシ罪ニ当ル全ノ行為ガ大赦ヲ受ケタル罪ニ当ル行為ニ通常随伴スルモノナルトキハ当該吏員又ハ其ノ遺族ハ前2条ノ規定ノ適用ガアル場合ヲ除キ昭和49年9月1日（同日以後併合罪中或罪ニ付キ大赦ヲ受ケタル者ニ付テハ大赦ヲ受ケタル日ノ属スル月ノ翌月ノ初日）ヨリ当該年金タル給付ヲ受クル権利又ハ之ニ基ク遺族年金ヲ受クル権利若ハ資格ヲ取得スルモノトス但シ刑法第52条ノ規定ニ依リ別ニ定メラレシ刑ガ3年（昭和22年5月2日以前ニアリテハ2年）ヲ超ユル<u>拘禁刑</u>ナル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

奈良市教育職員の退職年金等に関する条例 新旧対照表（第6条による改正）

現行	改正案
（権利の消滅） 第7条 年金である給付（通算退職年金及び通算遺族年金を除く。）を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その権利は消滅する。 （1） 略 （2） 死刑又は無期若しくは3年をこえる懲役若しくは禁この刑に処せられたとき。 （3） 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により禁こ以上の刑に処せられたとき。 （4） 略 2 略 （在職期間の除算） 第15条 次の各号に掲げる在職期間は、在職期間の計算においてこれを除算する。 （1）・（2） 略 （3） 退職後在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）につき禁こ以上の刑に処せられたときは、その犯罪を含む引き続いた在職期間 （4） 略 （失格） 第22条 教育職員が次の各号の一に該当するときは、その引き続いた在職につき給付を受ける資格を失う。 （1） 略 （2） 在職中禁こ以上の刑に処せられたとき。 （受刑による退職年金等の停止） 第26条 退職年金権又は公務傷病年金権を有する者が3年以下の懲戒又は禁	（権利の消滅） 第7条 年金である給付（通算退職年金及び通算遺族年金を除く。）を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その権利は消滅する。 （1） 略 （2） 死刑又は無期若しくは3年をこえる拘禁刑_____に処せられたとき。 （3） 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 （4） 略 2 略 （在職期間の除算） 第15条 次の各号に掲げる在職期間は、在職期間の計算においてこれを除算する。 （1）・（2） 略 （3） 退職後在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）につき拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その犯罪を含む引き続いた在職期間 （4） 略 （失格） 第22条 教育職員が次の各号の一に該当するときは、その引き続いた在職につき給付を受ける資格を失う。 （1） 略 （2） 在職中拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 （受刑による退職年金等の停止） 第26条 退職年金権又は公務傷病年金権を有する者が3年以下の拘禁刑_____

現行	改正案
<u>この刑</u>に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終り又は執行を受けることがなくなる月まで退職年金又は公務傷病年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡を受けたときは停止しない。その言渡しを取り消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受けることがなくなる月まで停止する。 (受刑による遺族年金の停止) 第46条 遺族年金権を有する者が3年以下の<u>懲役又は禁ここの刑</u>に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終り、又は執行を受けることがなくなる月まで遺族年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡を受けたときは停止しない。その言渡しを取り消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなる月まで停止する。 2 前項の規定は、<u>禁こ</u>以上の刑に処せられて刑の執行中又は執行前である者に遺族年金を支給する事由が生じた場合について準用する。	<u> </u>に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終り又は執行を受けることがなくなる月まで退職年金又は公務傷病年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡を受けたときは停止しない。その言渡しを取り消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受けることがなくなる月まで停止する。 (受刑による遺族年金の停止) 第46条 遺族年金権を有する者が3年以下の<u>拘禁刑 </u>に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終り、又は執行を受けることがなくなる月まで遺族年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡を受けたときは停止しない。その言渡しを取り消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなる月まで停止する。 2 前項の規定は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられて刑の執行中又は執行前である者に遺族年金を支給する事由が生じた場合について準用する。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 2 号）第 1 条による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）の一部改正 ・ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 7 2 号）附則第 2 0 条による地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の一部改正	4 制定改廃の概要	1. 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について（第 1 条による改正） (1) 深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる職員の子の範囲を中学校就学の始期に達するまでの子に拡大する。（第 8 条の 2 関係） (2) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の措置を追加する。（第 1 8 条の 2 関係） (3) 介護両立支援制度等の利用に係る職員の請求等が円滑に行われるようにするための措置を追加する。（第 1 8 条の 3 関係） (4) 引用条文の整理を行う。（附則第 5 条関係） 2. 奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（第 2 条による改正） 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条文の整理を行う。（第 1 9 条関係）
3 制定改廃の理由	・ 上記の法律の一部改正に伴い、深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる職員の子の範囲を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援制度等に関する周知の強化等を行うほか、条例で引用する条項にずれが生じたため、所要の改正を行うもの。		
5 施行期日	令和 7 年 4 月 1 日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第3項まで及び第15条の3第1項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の2 任命権者は、<u>中学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第3項まで及び第15条の3第1項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 任命権者は、<u>中学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 任命権者は、<u>中学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条

現行	改正案
第2項に規定する勤務をさせてはならない。 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第3項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u> 5 略 （介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、	第2項に規定する勤務をさせてはならない。 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>中学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第3項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項</u> <u>及び前項中「中学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u> 5 略 （介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、

現行	改正案
子、配偶者の父母その他規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 （規則への委任） 第18条 略	子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 （規則への委任） 第18条 略 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第18条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

現行	改正案
附 則 (暫定再任用短時間勤務職員に関する特例) 第5条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第2条第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。	附 則 (暫定再任用短時間勤務職員に関する特例) 第5条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第2条第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

奈良市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
（部分休業の承認） 第19条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	（部分休業の承認） 第19条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

条例制定改廃調書

1 名 称	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・ 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 2 号） ・ 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 3 0 6 号）	4 制定改廃の概要	1． 自宅等を起点とした出張を可能とする規定を新設する。（第 2 条関係） 2． 本市と旅行役務提供契約を結ぶ旅行代理店等（旅行役務提供者）から直接旅費の請求等ができるよう規定を新設する。（第 2 条、第 3 条、第 8 条関係） 3． 条例の規定による旅費により旅行することが困難である場合に、任命権者は、市長に協議して定める旅費を支給することができる規定を新設する。（第 7 条関係） 4． 国家公務員等の旅費に関する法律施行令の規定に準じ、旅費の種目及び内容を改める。（第 2 章関係） 5． 条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた旅行者に対し、会計管理者が当該旅費等を返納させる規定を新設する。（第 2 2 条関係） 6． 条例の適正な執行を確保するため、市長が任命権者に対して、必要な措置を求めることができる規定を新設する。（第 2 3 条関係）
3 制定改廃の理由	・ 国家公務員等の旅費に関する法律が、国内外の経済社会情勢の変化への対応及び事務負担軽減を図るために改正されたことに準じ、本市の職員に対する旅費の支給等に関して同様の改定を行うため。		
5 施行期日	令和 7 年 4 月 1 日	所管部課	総合政策部 人事課

職員等の旅費に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(用語の意義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 略 (2) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所_____を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 (3) 遺族 職員の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹<u>で、主として職員の収入によつて生計を維持している者</u>をいう。	(用語の意義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 略 (2) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所<u>（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）</u>を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 (3) 赴任 <u>新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。</u> (4) 遺族 職員の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹<u>並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</u> (5) 旅行役務提供者 <u>旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。</u> (6) 市長等 <u>市長、副市長、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員及び任命権者が市長に協議して定めるこれに相当する職務にある者をいう。</u>

現行	改正案
2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都については特別区の存する全地域）をいう。 （旅費の支給） 第3条 略 2 職員_____が次の各号の<u>一</u>に_____該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。 （1） 職員が出張_____中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う出張を必要としない場合を除く。）には<u>当該職員</u> （2） 略 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条第1項各号に掲げる事由_____により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は<u>支給</u>しない。 4 職員又は職員以外の者が<u>市の</u>機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には<u>その者</u>に対し<u>旅費</u>を支給する。 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の<u>定</u>がある場合その他市費を支弁して出張させる必要がある場合には<u>旅費</u>を支給する。 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>その出発前に第4条第3項の規定により、旅行命令等を取消され</u>_____<u>、又は死亡した場合において、当該旅行のため、</u>_____既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額_____を旅費として支給することができる。 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けるこ	（旅費の支給） 第3条 略 2 職員<u>又はその遺族</u>が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。 （1） 職員が出張<u>のための旅行中</u>に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う出張を必要としない場合を除く。）には、<u>当該職員</u> （2） 略 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条第1項各号に掲げる事由<u>又はこれらに準ずる事由</u>により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は、<u>支給</u>しない。 4 職員又は職員以外の者が、<u>市の</u>機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、<u>その者に対し、旅費</u>を支給する。 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の<u>定め</u>がある場合その他市費を支弁して出張させる必要がある場合には、<u>旅費</u>を支給する。 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを</u>旅費として支給することができる。 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けるこ

現行	改正案
とができる者が旅行中<u>交通機関の事故</u>により概算払を受けた額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で別に定める金額を旅費として支給することができる。 （旅行命令等） 第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により<u>任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）</u>の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行なわなければならない。 （1）・（2） 略 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては、公務の円滑な<u>遂行</u>を図ることができない場合で、かつ<u>予算上</u>旅費の支出が可能である場合に限り<u>旅行命令等</u>を発することができる。 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等<u>を変更（取消を含む。以下同じ。）</u>する必要があると<u>認めた</u>場合で、前項の規定に該当する場合には<u>自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更</u>することができる。 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、<u>又はこれを変更するには</u>、旅行命令簿（市内旅行については、市内旅行命令簿）又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）を提示 しななければならない。ただし、旅行命令簿等を提示する<u>いとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。</u>	とができる者が旅行中<u>天災その他規則で定める事情</u>により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で<u>規則で定める金額</u>を旅費として支給することができる。 8 <u>第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u> （旅行命令等） 第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>旅行命令権者</u>の発する旅行命令又は旅行依頼（以下<u>この条及び次条において「旅行命令等」という。</u>）によつて行なわなければならない。 （1）・（2） 略 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては、公務の円滑な <u>遂行</u>を図ることができない場合で、かつ、<u>予算上</u>旅費の支出が可能である場合に限り、<u>旅行命令等</u>を発することができる。 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等<u>の変更をする</u>必要があると<u>認める</u>場合で、前項の規定に該当する場合には、<u>自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をする</u>ことができる。 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、<u>又はその変更をするには</u>、旅行命令簿<u>又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して</u>しななければならない。ただし、旅行命令簿等に<u>当該事項の記載又は記録をする</u>いとまがない場合には、<u>この限りでない</u>。

現行	改正案
(旅行命令等に従わない旅行) 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更された</u>旅行命令等を含む。以下<u>本条</u>において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請しなければならぬ。 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、<u>旅行した後すみやかに</u> <u>旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</u> 3 旅行者が<u>前2項</u>の規定による旅行命令等の変更を申請せず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は<u>旅行命令等</u>に従つた<u>限定</u>の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。 (旅費の種類) 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費及び宿泊料</u> <u>とする。</u> 2～4 略 5 <u>車賃</u>は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ、<u>1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</u> 6 <u>旅行雑費は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。</u> 7 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。</u> (旅費の計算) 第7条 旅費は、<u>最も経済的な通常の経路及び方法により旅</u>	5 <u>前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。</u> (旅行命令等に従わない旅行) 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更を受けた</u>旅行命令等を含む。以下<u>この条</u>において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならぬ。 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、<u>旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</u> 3 旅行者が、<u>前2項</u>の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、<u>旅行命令等</u>に従つた<u>限度</u>の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。 (旅費の種類) 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。</u> 2～4 略 5 <u>その他の交通費</u>は、陸路（鉄道を除く<u>実費額</u>。）旅行について路程に応じ、<u>実費額により支給する。</u> 6 <u>宿泊費は、第13条の額を上限とした実費額により支給する。</u> 7 <u>包括宿泊費は、第14条に規定する合計額により支給する。</u> 8 <u>宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u> (旅費の計算) 第7条 旅費は、<u>旅行に要する実費を弁償するためのものとして第2章に規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅</u>

現行	改正案
行した場合の<u>旅費により計算する</u>。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する<u>ことができる</u>。	行した場合によつて<u> </u>計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する<u> </u>。
第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、<u>旅行のために現に要した日数による</u>。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。	
2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。	
3 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、<u>旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による</u>。	
第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における旅行雑費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の1割、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。	
2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。	
第10条 私事のために勤務場所又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が勤務場所又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは当該旅行については、勤務場所又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。	

現行	改正案
第11条 <u>鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職名若しくは職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</u> (旅費の請求手続)	(旅費の請求手続)
第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとする者は<u>所定の請求書に必要な書類を添えて</u> <u>提出しなければならない。</u>この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る<u>旅費額のうち、その書類</u> <u>を提出しなかつたため、その旅費</u>の必要が明らかにされなかつた部分の<u>金額の支給</u>を受けることができない。 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後<u>所定の期間内に当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</u>この場合において、精算の結果、過払金があつた場合には<u>所定の期間内に当該過払金を返納しなければならない。</u> 3 <u>会計管理者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が前項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合、又は過払金を返納しない場合には、会計管理者がその後において、その者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</u> (証人等の旅費)	第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするものは、<u>所定の請求書に必要な資料を添えて、これを会計管理者に提出しなければならない。</u>この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る<u>旅費又は旅費の相当する金額のうちその資料</u>を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の<u>支給又は支払</u>を受けることができない。 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後<u>所定の期間内に当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</u> 3 <u>会計管理者は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。</u> 4 <u>第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項並びに第2項及び前項に規定する期間並びにその他の必要な事項は、規則で定める。</u>
第13条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に	

現行	改正案
<u>特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長と協議して定める旅費とする。</u> 第2章 旅費 (鉄道賃) 第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）<u>、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</u> (1) <u>乗車に要する運賃</u> (2) <u>急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u> (3) <u>別表1項及び2項に掲げる職員（以下「2項以上の職員」という。）が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</u> (4) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものをする場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</u> 2 前項第2号に規定する急行料金及び同項第3号に規定する特別車両料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。 (1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以</u>	第2章 旅費 (鉄道賃) 第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1) <u>運賃</u> (2) <u>急行料金</u> (3) <u>寝台料金</u> (4) <u>座席指定料金</u> (5) <u>特別車両料金（市長等が利用する場合に限る。）</u> (6) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u> 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

現行	改正案
<u>上のもの</u> <u>(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上</u> <u>のもの</u> <u>(船賃)</u> 第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）<u>、寝台料金及び特別船室料金</u> <u>(これらのものに対する通行税を含む。)</u>並びに座席指定料金による。 <u>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u> <u>ア 2項以上の職員については、上級の運賃</u> <u>イ 別表3項に掲げる職員（以下「3項の職員」という。）については、</u> <u>中級の運賃</u> <u>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u> <u>ア 2項以上の職員については、上級の運賃</u> <u>イ 3項の職員については、下級の運賃</u> <u>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u> <u>(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u> <u>(5) 2項以上の職員が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u> <u>(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合に</u>	<u>(船賃)</u> 第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 <u>(1) 運賃</u> <u>(2) 寝台料金</u> <u>(3) 座席指定料金</u> <u>(4) 特別船室料金（市長等が利用する場合に限る。）</u> <u>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u>

現行	改正案
は、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。 (航空賃) 第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。	2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。 (航空賃) 第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1) 運賃 (2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金 (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用
2 前項に規定する航空賃は、任命権者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難いと認め、航空機の利用を許可した場合に限り支給する。 (車賃) 第17条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。	2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。 (その他の交通費) 第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃 (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の

現行	改正案
	用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃 （3）前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用 （4）前3号に掲げる費用に付随する費用 （宿泊費）
第18条 旅行雑費の額は、旅行先の区分に応じた別表の定額による。 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、旅行雑費を支給しない。 （1）県内及び近接地で市長が規則で定める地域内に旅行する場合 （2）公用の交通機関を利用する旅行の場合 （宿泊料）	第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。 （包括宿泊費）
第19条 宿泊料の額は、別表の定額による。 2 宿泊料は、水路旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸して宿泊した場合に限り、支給する。	第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。 （宿泊手当）
（退職者等の旅費）	第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表に定める1夜当たりの定額とする。
第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。 （1）退職等となつた日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日（以下「退職等を知つた日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費	第16条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定める。 2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

現行	改正案
<u>(2) 退職等を知った日の翌日から1月以内に出発して、当該退職等に伴う出張をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧勤務場所までの前職務相当の旅費</u> (遺族の旅費) 第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、<u>死亡地から旧勤務場所までの往復に要する死亡者の前職務相当の旅費とする。</u> 2 <u>遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第3号に掲げる順位により、同順位者がある場合には年長者を先にする。</u>	(遺族の旅費) 第17条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、<u>出張の例に準じて規則で定める。</u> (証人等の旅費) 第18条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長と協議して定める旅費とする。 (旅費の支給額の上限) 第19条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、<u>第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u> 2 <u>宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条及び第14条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u> (旅費の調整) 第20条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の法令その他の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合にお
第3章 雑則 (旅費の調整) 第22条 旅行者が公用の交通機関を利用した場合は、正規の鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。	

現行	改正案
2 <u>法令その他により、この条例に相当する旅費額以上の旅費の支給を受けた場合は、旅費の全部又は一部を支給しない。</u> 第23条 <u>講習、研修等のため旅行するとき、若しくは旅行命令権者において、定額を支給する必要がないと認めるときは、旅費額の全部又は一部を支給しないことがある。</u> 第23条の2 <u>3項の職員が2項以上の職員、議会の議員、執行機関としての委員会の委員、監査委員その他市長が規則で定める者に随行して旅行する場合の旅費（旅行雑費を除く。）については、これらの者と同額の旅費とすることができる。</u> （旅費の特例） 第24条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。 2 <u>市内における旅行については、市長が規則で定めるところにより旅費を支給する。</u> 3 <u>新たに採用された職員が赴任する場合において、市長が必要と認めると</u>	<u>いては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u> 2 <u>任命権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の法令その他の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。</u> 3 <u>市長等、議会の議員、執行機関としての委員会の委員、監査委員その他の規則で定める者に随行する旅行者の旅費については、これらの者と同額の旅費とすることができる。</u> （旅費の特例） 第21条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

現行					改正案					
きは、赴任旅費を支給することができる。ただし、この場合の旅費額は、 <u>国家公務員の例に準じ、その都度市長が定める。</u>					2 <u>赴任旅費及び外国旅行の旅費</u> については、国家公務員との権衡を考慮して市長が別に定める。 <u>(旅費の返納)</u>					
4 <u>外国旅行</u> については、国家公務員の例に準じ、その都度市長が定める。										
<u>(実施規定)</u> 第25条 <u>この条例施行について必要な事項は、市長が定める。</u> 別表（第14条、第15条、第18条、第19条関係）					第22条 <u>会計管理者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u> <u>(市長の監督)</u>					
					第23条 <u>市長は、この条例の適正な執行を確保するため、任命権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の規定に基づく旅費の執行その他の事項について必要な措置を求めることができる。</u> <u>(委任)</u>					
					第24条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</u>					
					別表（第13条、第15条関係）					
	区分	職別	<u>旅行雑費</u> <u>(1日につき)</u>		<u>宿泊料</u> <u>(1夜につき)</u>			区分	金額	
	1	市長	円 850	円 1,700	円 15,500			宿泊費の上限額	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して規則で定める額	
	2	副市長 公営企業管理者 教育長 常勤の監査委員	800	1,600	14,500				宿泊手当 <u>(1夜当たり)</u>	政令第11条に規定する財務省令で定める1夜当たりの定額との権衡を考慮して規則で定める額
	3	一般職の職員	650	1,300	13,800					

現行	改正案
<u>備考</u> この表において「近隣府県」とは、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県をいう。	

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表（附則第7項による改正）

現行	改正案																			
（費用弁償） 第3条 別表第1に掲げる者がその職務のため旅行したときは、<u>別表第2に定める</u>額を費用弁償として支給する。 <u>別表第2（第3条関係）</u> <table><tr><th colspan="5">費用弁償額</th></tr><tr><th rowspan="2">航空賃</th><th>車賃 (1キロメートルにつき)</th><th colspan="2">旅行雑費 (1日につき)</th><th>宿泊料 (1夜につき)</th></tr><tr><th></th><th>近隣府県</th><th>その他</th><th></th></tr><tr><td>実費</td><td>37円</td><td>800円</td><td>1,600円</td><td>14,500円</td></tr></table> <u>備考</u> 1 鉄道賃及び船賃については、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）第14条及び第15条の規定による同条例別表1項に掲げる職員の受けるべき鉄道賃及び船賃相当額を支給する。 2 この表において「近隣府県」とは、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県をいう。 3 この表の規定にかかわらず、その旅行が職員等の旅費に関する条例第18条第2項各号に該当する場合には、旅行雑費を支給しない。	費用弁償額					航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行雑費 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)		近隣府県	その他		実費	37円	800円	1,600円	14,500円	（費用弁償） 第3条 別表第1に掲げる者がその職務のため旅行したときは、<u>職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）の規定の例により副市長に相当する額を費用弁償として支給する。</u>
費用弁償額																				
航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行雑費 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)																
		近隣府県	その他																	
実費	37円	800円	1,600円	14,500円																

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表（附則第8項による改正）

現行	改正案
(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償) 第27条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行した場合において は、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号） <u>別表第3項</u> <u>に掲げる</u> 職員の旅費の例により旅行に係る費用弁償を支給する。	(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償) 第27条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行した場合において は、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号） <u>の規定の例</u> <u>により一般職の職員の旅費の例により</u> 旅行に係る費用弁償を支給する。

奈良市消防団条例 新旧対照表（附則第9項による改正）

現行	改正案
(費用弁償) 第14条 団員がその職務のために旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号） <u>別表第3項に掲げる職員が同条例の規定に基づき受けるべき旅費相当額を費用弁償として支給する。</u>	(費用弁償) 第14条 団員がその職務のために旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号） <u>の規定の例により一般職の職員の</u> <u>旅費相当額を費用弁償として支給する。</u>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市特別会計条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. 奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計を廃止する。（本則第1号関係）
3 制定改廃 の理由	・奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合が令和7年3月31日で解散することに伴い、令和7年度から同組合に対する負担金の歳出がなくなり、奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計として執行する歳出がなくなるため。		
5 施行期日	令和7年4月1日	所管部課	総務部 財政課

奈良市特別会計条例 新旧対照表

現行	改正案
地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。 <u>(1)</u> <u>奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計</u> <u>同和対策事業</u> <u>(2)</u> <u>奈良市土地区画整理事業特別会計</u> <u>土地区画整理事業</u> <u>(3)</u> <u>奈良市公共用地取得事業特別会計</u> <u>公共用地取得事業</u>	地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。 <u>(1)</u> <u>奈良市土地区画整理事業特別会計</u> <u>土地区画整理事業</u> <u>(2)</u> <u>奈良市公共用地取得事業特別会計</u> <u>公共用地取得事業</u>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第５５号） ・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第６９号） ・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第５７号）	4 制定改廃の概要	１．宅地造成等規制法の一部改正等に伴う改正（別表関係） （１）特定盛土等の許可及び変更許可申請の手数料を宅地造成の許可及び変更許可申請の手数料と同一の手数料とし、これに伴い宅地造成に係る手数料の額の見直しを行う。 （２）土石の堆積の許可及び変更許可申請の手数料並びに宅地造成及び特定盛土等に関する工事の中間検査に係る手数料を新設する。 ２．脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正等に伴う改正（別表関係） （１）省エネ基準の審査及び検査手数料項目の新設を行うとともに、手数料の額の見直しを行う。 （２）建築確認審査の対象となる建築物の規模を改めるとともに、手数料の額の見直しを行う。 ３．農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の制定に伴う手数料の新設（別表関係） （１）輸出証明書の交付に係る手数料を新設する。 （２）適合施設の認定の申請に対する審査に係る手数料を新設する。
3 制定改廃の理由	・法改正に伴い、宅地造成に関する工事に係る手数料の額を改定し、並びに特定盛土等及び土石の堆積に関する工事及び中間検査に係る手数料を設けるもの。 ・法改正に伴い、全ての建築物への省エネ基準適合の義務化及び建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直し等が行われたことから、所要の規定の整備を行うもの。 ・これまで国及び都道府県等が国の通知に基づいて行っていた農林水産物及び食品の輸出に必要な輸出証明書の発行等の業務が法定化されたため、手数料を設けるもの。		
5 施行期日	令和７年４月１日	所管部課	都市整備部 開発指導課、建築指導課、健康医療部 保健所 保健衛生課

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行					改正案				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
番号	名称	事務		金額	番号	名称	事務		金額
25	宅地造成等許可申請手数料	宅地造成等規制法	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以内の場合	1件につき 12,000円	25	宅地造成及び特定盛土等許可申請手数料	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文に規定する宅地造成等に関する工事の許可	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以内の場合	1件につき 13,000円
		（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文に規定する宅地造成に関する工事の許可	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	1件につき 22,000円			（土石の堆積に係るものを除く。）の申請	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	1件につき 23,000円
		の申請に対する審査	切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	1件につき 31,000円			に対する審査	切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	1件につき 33,000円
			切土又は盛	1件につき				切土又は盛	1件につき

現行						改正案					
				土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	48,000円					土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合	48,000円
										切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	1件につき 61,000円
				切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	1件につき 68,000円					切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	1件につき 81,000円
				切土又は盛土をする土地の面積が10,000平方	1件につき 114,000円					切土又は盛土をする土地の面積が10,000平方	1件につき 120,000円

現行						改正案					
				メートルを 超え20,000 平方メー トル以内の場 合						メートルを 超え20,000 平方メー トル以内の場 合	
				切土又は盛 土をする土 地の面積が 20,000平方 メートルを 超え40,000 平方メー トル以内の場 合	1 件につき <u>171,000円</u>					切土又は盛 土をする土 地の面積が 20,000平方 メートルを 超え40,000 平方メー トル以内の場 合	1 件につき <u>190,000円</u>
				切土又は盛 土をする土 地の面積が 40,000平方 メートルを 超え70,000 平方メー トル以内の場 合	1 件につき <u>257,000円</u>					切土又は盛 土をする土 地の面積が 40,000平方 メートルを 超え70,000 平方メー トル以内の場 合	1 件につき <u>310,000円</u>
				切土又は盛 土をする土 地の面積が 70,000平方	1 件につき <u>342,000円</u>					切土又は盛 土をする土 地の面積が 70,000平方	1 件につき <u>450,000円</u>

現行						改正案					
				メートルを 超え100,000 平方メー トル以内の場 合					メートルを 超え100,000 平方メー トル以内の場 合		
				切土又は盛 土をする土 地の面積が 100,000平方 メートルを 超える場合	1 件につき <u>428,000円</u>				切土又は盛 土をする土 地の面積が 100,000平方 メートルを 超える場合	1 件につき <u>580,000円</u>	
25の 2	<u>宅地造成等変 更許可申請手 数料</u>	<u>宅地造成等規制法第12条第1項</u> に規定する宅 地造成に 関する工事の計画の 変更の許可 申請に対する 審査	変更許可申請 1 件につき、次に 掲げる額を合算 した額。ただ し、その額が <u>428,000円</u> を超え るときは、その 手数料の額は、 <u>428,000円</u> とす る。 (1) <u>宅地造成 工事に関する</u> 設計 の変更（次号 のみに該当す			25の 2	<u>宅地造成及び 特定盛土等変 更許可申請手 数料</u>	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> 第16条第1項本文に規定する宅 地造成等に関する工事の計画の 変更の許可（土石の堆積に係る ものを除く。）の申請に対する 審査	変更許可申請 1 件につき、次に 掲げる額を合算 した額。ただ し、その額が <u>580,000円</u> を超え るときは、その 手数料の額は、 <u>580,000円</u> とす る。 (1) <u>宅地造成 及び特定盛土 等に関する工 事に係る設計 の変更（次号 のみに該当す</u>		

現行					改正案				
				る場合を除く。) については、切土又は盛土をする土地の面積 (次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積) に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 (2)・(3) 略					る場合を除く。) については、切土又は盛土をする土地の面積 (次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積) に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 (2)・(3) 略
					25の	土石の堆積許	宅地造成及び特定	土石の堆積	1件につき
					3	可申請手数料	盛土等規制法第12	をする土地	9,000円

現行						改正案					
								条第1項本文に規定する宅地造成等に関する工事の許可（土石の堆積に係るものに限る。）の申請に対する審査	の面積が500平方メートル以内の場合		
									土石の堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	1件につき 11,000円	
									土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	1件につき 13,000円	
									土石の堆積をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合	1件につき 16,000円	

現行						改正案					
									内の場合		
									土石の堆積	1 件につき	
									をする土地		23,000円
									の面積が		
									3,000平方メ		
									ートルを超		
									え5,000平方		
									メートル以		
									内の場合		
									土石の堆積	1 件につき	
									をする土地		26,000円
									の面積が		
									5,000平方メ		
									ートルを超		
									え10,000平		
									方メートル		
									以内の場合		
									土石の堆積	1 件につき	
									をする土地		32,000円
									の面積が		
									10,000平方		
									メートルを		
									超え20,000		
									平方メート		
									ル以内の場		
									合		
									土石の堆積	1 件につき	

現行						改正案					
								をする土地 の面積が 20,000平方 メートルを 超え40,000 平方メート ル以内の場 合	44,000円		
								土石の堆積 をする土地 の面積が 40,000平方 メートルを 超え70,000 平方メート ル以内の場 合	1件につき 61,000円		
								土石の堆積 をする土地 の面積が 70,000平方 メートルを 超え100,000 平方メート ル以内の場 合	1件につき 91,000円		
								土石の堆積	1件につき		

現行						改正案				
								をする土地 の面積が 100,000平方 メートルを 超える場合	110,000円	
						25の 4	土石の堆積変 更許可申請手 数料	宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第1項に規定する宅地造 成等に関する工事の計画の変更 の許可（土石の堆積に係るもの に限る。）の申請に対する審査	変更許可申請1 件につき、次に 掲げる額を合算 した額。ただ し、その額が 110,000円を超え るときは、その 手数料の額は、 110,000円とす る。 (1) 土石の堆 積に関する工 事に係る設計 の変更（次号 のみに該当す る場合を除 く。）につい ては、土石の 堆積をする土 地の面積（次 号に規定する 変更を伴う場	

現行						改正案					
										合にあつては <u>変更前の土石 の堆積をする 土地の面積、 土石の堆積を する土地の面 積の縮小を伴 う場合にあつ ては縮小後の 土石の堆積を する土地の面 積）に</u>応じ前 項に規定する 額に10分の1 を乗じて得た 額 (2) <u>新たな土 地の土石の堆 積をする土地 に係る工事の 設計の変更に ついては、新 たに土石の堆 積をする土地 の面積に</u>応じ 前項に規定す る額	

現行					改正案				
									(3) <u>その他の 変更について は、10,000円</u>
					25の	中間検査申請	宅地造成及び特定	切土又は盛	1件につき
					5	手数料	盛土等規制法第18 条第1項に規定す る中間検査の申請 に対する審査（同 法第15条第1項の 規定により、同法 第12条第1項の許 可を受けたとみな された者を除 く。）	土をする土 地の面積が 500平方メー トル以内の 場合	<u>4,000円</u>
								切土又は盛 土をする土 地の面積が 500平方メー トルを超え 1,000平方メ ートル以内 の場合	1件につき <u>4,000円</u>
								切土又は盛 土をする土 地の面積が 1,000平方メ ートルを超 え2,000平方 メートル以 内の場合	1件につき <u>4,000円</u>
								切土又は盛 土をする土	1件につき <u>4,000円</u>

現行						改正案					
								地の面積が 2,000平方メ ートルを超 え3,000平方 メートル以 内の場合			
								切土又は盛 土をする土 地の面積が 3,000平方メ ートルを超 え5,000平方 メートル以 内の場合	1 件につき 6,000円		
								切土又は盛 土をする土 地の面積が 5,000平方メ ートルを超 え10,000平 方メートル 以内の場合	1 件につき 6,000円		
								切土又は盛 土をする土 地の面積が 10,000平方 メートルを	1 件につき 6,000円		

現行						改正案					
								超え20,000 平方メート ル以内の場 合			
								切土又は盛 土をする土 地の面積が 20,000平方 メートルを 超え40,000 平方メート ル以内の場 合	1件につき <u>10,000円</u>		
								切土又は盛 土をする土 地の面積が 40,000平方 メートルを 超え70,000 平方メート ル以内の場 合	1件につき <u>15,000円</u>		
								切土又は盛 土をする土 地の面積が 70,000平方 メートルを	1件につき <u>25,000円</u>		

現行					改正案				
								超え100,000平方メートル以内の場合	
								切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超える場合	1件につき 35,000円
	略	略	略	略		略	略	略	略
35	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算書又はこれに準ずるもの（以下この項において「構造計算書等」という。）の添付を要する場合 <u>16,000円</u> イ 構造計算書等の添付を要しない場合	35	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算書又はこれに準ずるもの（以下この項において「構造計算書等」という。）の添付を要する場合 <u>23,200円</u> イ 構造計算書等の添付を要しない場合

現行						改正案					
					<u>10,000円</u>					<u>16,500円</u>	
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算書等の添付を要する場合 <u>25,000円</u> イ 構造計算書等の添付を要しない場合 <u>15,000円</u>					床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算書等の添付を要する場合 <u>36,300円</u> イ 構造計算書等の添付を要しない場合 <u>24,300円</u>	
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算書等の添付を要する場合 <u>37,000円</u> イ 構造計算書等の添付を要しない場合 <u>21,000円</u>					床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算書等の添付を要する場合 <u>54,200円</u> イ 構造計算書等の添付を要しない場合 <u>35,100円</u>	
			床面積の合計	次に掲げる区分					床面積の合計	次に掲げる区分	

現行						改正案					
				計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算書等の添付を要する場合 55,000円 イ 構造計算書等の添付を要しない場合 27,000円					計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の場合	に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算書等の添付を要する場合 81,100円 イ 構造計算書等の添付を要しない場合 47,300円
				床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	1件につき 92,000円					床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	1件につき 101,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	1件につき 120,000円					床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	1件につき 150,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合	1件につき 150,000円					床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	1件につき 217,000円

現行						改正案					
				平方メートル以内の場合						平方メートル以内の場合	
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	1 件につき <u>230,000円</u>					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	1 件につき <u>370,000円</u>
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	1 件につき <u>270,000円</u>					床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	1 件につき <u>440,000円</u>
				床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	1 件につき <u>410,000円</u>					床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	1 件につき <u>661,000円</u>
				床面積の合計が50,000平方メートル	1 件につき <u>660,000円</u>					床面積の合計が50,000平方メートル	1 件につき <u>983,000円</u>

現行							改正案						
				ルを超える 場合						ルを超える 場合			
							35の	建築物エネル	建築物のエネルギー消費性能の	次に掲げる額を			
							2	ギー消費性能	向上等に関する法律（平成27年	合算した額			
								適合性判定を	法律第53号）第11条第1項ただ	ア 第76の14の			
								行うことが比	し書の規定に基づく建築物エネ	2の3項に掲			
								較的容易な特	ルギー消費性能適合性判定を行	げる手数料額			
								定建築行為に	うことが比較的容易な特定建築	イ 第35項に掲			
								係る確認申請	行為（同項の建築物エネルギー	げる手数料額			
								又は計画通知	消費性能適合性判定を受けてい				
								手数料	ないものであって、建築物のエ				
									ネルギー消費性能の向上等に関				
									する法律施行規則（平成28年国				
									土交通省令第5号。以下この項				
									において「省令」という。）第				
									2条第1項第1号の基準に適合				
									させるものに限る。）に係る建				
									築物に関する建築基準法第6条				
									第1項の規定に基づく確認の申				
									請又は建築物のエネルギー消費				
									性能の向上等に関する法律第12				
									条第2項ただし書の規定に基づ				
									く建築物エネルギー消費性能適				
									合性判定を行うことが比較的容				
									易な特定建築行為（同法第11条				
									第1項の建築物エネルギー消費				
									性能適合性判定を受けていない				

現行						改正案					
									ものであって、省令第2条第1項第1号の基準に適合させるものに限る。)に係る建築物に関する建築基準法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査		
36	建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する確認若しくは同条において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降	建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	1件につき13,000円（小荷物専用昇降機については、7,000円）		36	建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する確認若しくは同条において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降	建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	1件につき15,100円（小荷物専用昇降機については、8,500円）	
		る同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降	確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	1件につき8,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）					確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	1件につき9,900円（小荷物専用昇降機については、6,700円）	

現行						改正案					
			機に関する通知若しくは同条において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する通知に対する審査						機に関する通知若しくは同条において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する通知に対する審査		
37	工作物に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する計画通知に対する審査	工作物を築造する場合（確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。）	1件につき <u>12,000円</u>		37	工作物に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する計画通知に対する審査	工作物を築造する場合（確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。）	1件につき <u>13,000円</u>	
			確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	1件につき <u>7,000円</u>					確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	1件につき <u>8,400円</u>	
38	建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は同法第18条第	床面積の合計が30平方メートル以内の場合	1件につき <u>14,000円</u>		38	建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は同法第18条第	床面積の合計が30平方メートル以内の場合	1件につき <u>21,400円</u>	
			床面積の合	1件につき					床面積の合	1件につき	

現行						改正案					
			16項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査（次項、第41項及び第41の2項に規定するものを除く。）	計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合	17,000円				20項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査（次項、第41項及び第41の2項に規定するものを除く。）	計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合	25,900円
				床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	1件につき 23,000円					床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	1件につき 35,100円
				床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	1件につき 34,000円					床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の場合	1件につき 51,600円
										床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	1件につき 65,100円
				床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	1件につき 54,000円					床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	1件につき 90,700円

現行						改正案					
				方メートル 以内の場合						方メートル 以内の場合	
				床面積の合 計が1,000平 方メートル を超え2,000 平方メー トル以内の場 合	1 件につき <u>75,000円</u>					床面積の合 計が1,000平 方メートル を超え2,000 平方メー トル以内の場 合	1 件につき <u>132,000円</u>
				床面積の合 計が2,000平 方メートル を超え5,000 平方メー トル以内の場 合	1 件につき <u>130,000円</u>					床面積の合 計が2,000平 方メートル を超え5,000 平方メー トル以内の場 合	1 件につき <u>216,000円</u>
				床面積の合 計が5,000平 方メートル を超え 10,000平方 メートル以 内の場合	1 件につき <u>170,000円</u>					床面積の合 計が5,000平 方メートル を超え 10,000平方 メートル以 内の場合	1 件につき <u>285,000円</u>
				床面積の合 計が10,000 平方メー トルを超え	1 件につき <u>240,000円</u>					床面積の合 計が10,000 平方メー トルを超え	1 件につき <u>392,000円</u>

現行						改正案					
				50,000平方メートル以内の場合					50,000平方メートル以内の場合		
				床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	1件につき 450,000円				床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	1件につき 685,000円	
38の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料					38の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる者が新築等を行う建築物	床面積の合計が200平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に8,100円を加算した額	
									床面積の合計が200平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に8,400円を加算した額	

現行							改正案						
										を含む。第41の2 項において同 じ。) に関する建 築基準法第7条第 1項の規定に基づ く完了検査の申請 又は建築物のエネ ルギー消費性能の 向上等に関する法 律第12条第2項に 規定する建築物エ ネルギー消費性能 適合性判定を受け た建築物エネルギー 消費性能確保計 画による建築物に 関する建築基準法 第18条第20項の規 定に基づく完了検 査の通知に対する 検査（以下この項 において「省エネ 基準に係る完了検 査」という。）の うち、単位住戸 （建築物エネルギー 消費性能基準等			

現行							改正案						
													を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この項、第76の11項、第76の13項、第76の14の2の3項、第76の14の3項、第76の15項及び第76の17項において「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ（1）に規定する単位住戸をいう。）の数が1である住宅（以下この項、第41の2項、第76の11項、第76の13項、第76の14の2の3項、第76の14の3項、第76の15項及び第76の17項において「一戸建ての住宅」という。）に係る検査（以下この項にお

現行							改正案						
										いて「戸建住宅に係る省エネ検査」という。)			
										省エネ基準に係る完了検査のうち、一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項、第41の2項、第76の11項、第76の13項、第76の14の2の3項、第76の14の3項、第76の15項及び第76の17項において「共同住宅」という。）に係る検査（以下この項において「共同住宅に係る省エネ検査」という。）	床面積の合計が300平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に13,000円を加算した額	
										第76の14の3項、第76の15項及び第76の17項において「共同住宅」という。）に係る検査（以下この項において「共同住宅に係る省エネ検査」という。）	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に28,000円を加算した額	
										いて「共同住宅に係る省エネ検査」という。)	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に47,100円を加算した額	
											床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に69,000円を加算した額	

現行							改正案						
										<u>メートル以 内の場合</u>	<u>加算した額</u>		
										<u>床面積の合 計が10,000 平方メート ルを超え 25,000平方 メートル以 内の場合</u>	<u>前項に掲げる床 面積の合計の区 分に応じ、それ ぞれ当該手数料 額に123,000円を 加算した額</u>		
										<u>床面積の合 計が25,000 平方メート ルを超え 50,000平方 メートル以 内の場合</u>	<u>前項に掲げる床 面積の合計の区 分に応じ、それ ぞれ当該手数料 額に205,000円を 加算した額</u>		
										<u>床面積の合 計が50,000 平方メート ルを超える 場合</u>	<u>前項に掲げる床 面積の合計の区 分に応じ、それ ぞれ当該手数料 額に356,000円を 加算した額</u>		
			<u>建築物のエネルギ ー消費性能の向上 に関する法律（平 成27年法律第53 号）第12条第1項</u>						<u>省エネ基準に係る 完了検査のうち、 非住宅部分（基準 省令第1条第1項 第1号に規定する</u>	<u>床面積の合 計が300平方 メートル以 内の場合</u>	<u>前項に掲げる床 面積の合計の区 分に応じ、それ ぞれ当該手数料 額に49,500円</u>		

現行						改正案					
			に規定する建築物 エネルギー消費性 能適合性判定を受 けた計画による建 築物（同法及び都 市の低炭素化の促 進に関する法律 （平成24年法律第 84号）の規定によ り適合判定通知書 の交付を受けたと みなされる建築に よる建築物を含 む。）に係る建築 基準法第7条第1 項の規定に基づく 建築物に関する完 了検査の申請又は 建築物のエネルギ ー消費性能の向上 に関する法律第13 条第2項に規定す る建築物エネルギ ー消費性能適合性 判定を受けた計画 による建築物に係 る建築基準法第18						非住宅部分をい う。以下この項、 第41の2項、第76 の11項、第76の13 項、第76の14の2 の3項、第76の14 の3項、第76の15 項及び第76の17項 において同じ。） に係る検査（以下 この項において 「非住宅部分に係 る省エネ検査」と いう。）		（建築物の全部 が工場、危険物 の貯蔵又は処理 に供するもの、 水産物の増殖場 又は養殖場、倉 庫、卸売市場、 火葬場、と畜 場、汚物処理 場、ごみ焼却場 その他エネルギ ーの使用の状況 がこれらに類す るもの（以下こ の項、第41の2 項、第76の14の 2の3項及び第 76の14の3項に おいて「工場 等」という。） である場合に あっては、14,200 円）を加算した 額
				床面積の合 計が300平方 メートル以	前項に掲げる床 面積の合計の区 分に 応じ、それ					床面積の合 計が300平方 メートルを	前項に掲げる床 面積の合計の区 分に 応じ、それ

現行						改正案							
			<u>条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査</u>	上1,000平方メートル以内の場合	それぞれ当該手数料額に <u>60,000円</u> （工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚水処理場、ごみ処理場、その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するもの（以下この項、第41の2項、第76の14の2の2項及び第76の14の3項において「工場等」という。）である場合にあっては、 <u>17,000円</u> ）を加算した額						超え1,000平方メートル以内の場合	それぞれ当該手数料額に <u>61,600円</u> （工場等である場合にあっては、 <u>18,000円</u> ）	
				床面積の合計が1,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区域							床面積の合計が1,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区域

現行						改正案					
				方メートル を超え2,000 平方メート ル以内の場 合	分に応じ、それ ぞれ当該手数料 額に <u>78,000円</u> (工場等である 場合にあつて は、 <u>22,000円</u>) を加算した額					方メートル を超え2,000 平方メート ル以内の場 合	分に応じ、それ ぞれ当該手数料 額に <u>79,900円</u> (工場等である 場合にあつて は、 <u>23,900円</u>) を加算した額
				床面積の合 計が2,000平 方メートル を超え5,000 平方メート ル以内の場 合	前項に掲げる床 面積の合計の区 分に応じ、それ ぞれ当該手数料 額に <u>125,000円</u> (工場等である 場合にあつて は、 <u>52,000円</u>) を加算した額					床面積の合 計が2,000平 方メートル を超え5,000 平方メート ル以内の場 合	前項に掲げる床 面積の合計の区 分に応じ、それ ぞれ当該手数料 額に <u>127,000円</u> (工場等である 場合にあつて は、 <u>53,600円</u>) を加算した額
				床面積の合 計が5,000平 方メートル を超え 10,000平方 メートル以 内の場合	前項に掲げる床 面積の合計の区 分に応じ、それ ぞれ当該手数料 額に <u>162,000円</u> (工場等である 場合にあつて は、 <u>77,000円</u>) を加算した額					床面積の合 計が5,000平 方メートル を超え 10,000平方 メートル以 内の場合	前項に掲げる床 面積の合計の区 分に応じ、それ ぞれ当該手数料 額に <u>164,000円</u> (工場等である 場合にあつて は、 <u>78,500円</u>) を加算した額
				床面積の合 計が10,000	前項に掲げる床 面積の合計の区					床面積の合 計が10,000	前項に掲げる床 面積の合計の区

現行						改正案					
				平方メートルを超え 25,000平方メートル以内の場合	分に応じ、それぞれ当該手数料額に <u>194,000円</u> （工場等である場合にあつては、 <u>95,000円</u> ）を加算した額					平方メートルを超え 25,000平方メートル以内の場合	分に応じ、それぞれ当該手数料額に <u>196,000円</u> （工場等である場合にあつては、 <u>96,500円</u> ）を加算した額
				床面積の合計が25,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に <u>227,000円</u> （工場等である場合にあつては、 <u>117,000円</u> ）を加算した額					床面積の合計が25,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に <u>229,000円</u> （工場等である場合にあつては、 <u>119,000円</u> ）を加算した額
				床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に <u>294,000円</u> （工場等である場合にあつては、 <u>161,000円</u> ）を加算した額					床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に <u>296,000円</u> （工場等である場合にあつては、 <u>163,000円</u> ）を加算した額
										省エネ基準に係る完了検査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅	次に掲げる額を合算した額

現行							改正案				
									部分に係る検査	ア 戸建住宅に係る省エネ検査に掲げる手数料額	
										イ 非住宅部分に係る省エネ検査に掲げる手数料額	
									省エネ基準に係る完了検査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る検査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅に係る省エネ検査に掲げる手数料額 イ 非住宅部分に係る省エネ検査に掲げる手数料額	
							38の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する完了検査申請又は完	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じた手数料額と同一の額	

現行						改正案				
								了検査通知手数料	向上等に関する法律第12条第2項ただし書の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する建築基準法第18条第20項の規定に基づく完了検査の通知に対する検査	
39	建築設備に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査若しくは同条において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了検査通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査通知若しくは同条において準用する同法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する完了検査通知に対する検査（第42項に規定するものを除く。）	略			39	建築設備に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査若しくは同条において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了検査通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査通知若しくは同条において準用する同法第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する完了検査通知に対する検査（第42項に規定するものを除く。）	略	
40	工作物に関する	建築基準法第88条第1項若しくは	略			40	工作物に関する	建築基準法第88条第1項若しくは	略	

現行					改正案				
		る完了検査申請又は完了検査通知手数料	は第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく工作物に関する完了検査通知に対する検査				る完了検査申請又は完了検査通知手数料	は第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了検査通知に対する検査	
41	中間検査を経た建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査（次項に係るものを除く。）	床面積の合計が30平方メートル以内の場合	1件につき 12,000円	41	中間検査を経た建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査（次項に係るものを除く。）	床面積の合計が30平方メートル以内の場合	1件につき 18,300円
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合	1件につき 16,000円				床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合	1件につき 24,400円
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	1件につき 21,000円				床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	1件につき 32,100円
			床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	1件につき 31,000円				床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の場合	1件につき 47,100円

現行						改正案					
				内の場合					内の場合		
				床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	1 件につき 48,000円				床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	1 件につき 59,400円	
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	1 件につき 69,000円				床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	1 件につき 80,700円	
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	1 件につき 120,000円				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	1 件につき 121,000円	
									床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	1 件につき 200,000円	

現行						改正案					
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内の場合	1 件につき <u>160,000円</u>					床面積の合計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内の場合	1 件につき <u>268,000円</u>
				床面積の合計が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内の場合	1 件につき <u>230,000円</u>					床面積の合計が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内の場合	1 件につき <u>375,000円</u>
				床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	1 件につき <u>440,000円</u>					床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	1 件につき <u>670,000円</u>
41の2	中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通					41の2	中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費	床面積の合計が200平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に8,100円を加算した額	
								建築物エネルギー消費	床面積の合計が200平方	前項に掲げる床面積の合計の区	

現行						改正案						
		知手数料						知手数料	<u>費性能確保計画による建築物に関する建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画による建築物に関する建築基準法第18条第20項の規定に基づく完了検査の通知に対する検査（以下この項において「省エネ基準に係る完了検査」という。）のうち、一</u>	<u>メートルを超える場合</u>	<u>分に応じ、それぞれ当該手数料額に8,400円を加算した額</u>	

現行							改正案						
										戸建ての住宅に係る検査（以下この項において「戸建住宅に係る省エネ検査」という。）			
										省エネ基準に係る完了検査のうち、共同住宅に係る検査（以下この項において「共同住宅に係る省エネ検査」という。）	床面積の合計が300平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に13,000円を加算した額	
											床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に28,000円を加算した額	
											床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に47,100円を加算した額	
											床面積の合計が5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ	

現行							改正案					
										<u>を超え</u> <u>10,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>内の場合</u>	<u>ぞれ当該手数料</u> <u>額に69,000円を</u> <u>加算した額</u>	
										<u>床面積の合</u> <u>計が10,000</u> <u>平方メート</u> <u>ルを超え</u> <u>25,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>内の場合</u>	<u>前項に掲げる床</u> <u>面積の合計の区</u> <u>分に応じ、それ</u> <u>ぞれ当該手数料</u> <u>額に123,000円を</u> <u>加算した額</u>	
										<u>床面積の合</u> <u>計が25,000</u> <u>平方メート</u> <u>ルを超え</u> <u>50,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>内の場合</u>	<u>前項に掲げる床</u> <u>面積の合計の区</u> <u>分に応じ、それ</u> <u>ぞれ当該手数料</u> <u>額に205,000円を</u> <u>加算した額</u>	
										<u>床面積の合</u> <u>計が50,000</u> <u>平方メート</u> <u>ルを超える</u> <u>場合</u>	<u>前項に掲げる床</u> <u>面積の合計の区</u> <u>分に応じ、それ</u> <u>ぞれ当該手数料</u> <u>額に356,000円を</u> <u>加算した額</u>	
			<u>建築物のエネルギ</u> <u>ー消費性能の向上</u> <u>に関する法律第12</u>				<u>省エネ基準に係る</u> <u>完了検査のうち、</u> <u>非住宅部分に係る</u>	<u>床面積の合</u> <u>計が300平方</u> <u>メートル以</u>	<u>前項に掲げる床</u> <u>面積の合計の区</u> <u>分に応じ、それ</u>			

現行						改正案					
			条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築物を含む。）に係る建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた						検査（以下この項において「非住宅部分に係る省エネ検査」という。）	内の場合	それぞれ当該手数料額に49,500円（工場等である場合にあつては、14,200円）を加算した額
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に60,000円（工場等である場合にあつては、17,000円）を加算した額						床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に61,600円（工場等である場合にあつては、18,000円）を加算した額
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に78,000円（工場等である場合にあつては、22,000円）を加算した額						床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に79,900円（工場等である場合にあつては、23,900円）を加算した額
			床面積の合計が2,000平方メートル	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ						床面積の合計が2,000平方メートル	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ

現行						改正案					
			計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査	を超え5,000平方メートル以内の場合	それ当該手数料額に <u>125,000円</u> （工場等である場合にあっては、 <u>52,000円</u> ）を加算した額					を超え5,000平方メートル以内の場合	それ当該手数料額に <u>127,000円</u> （工場等である場合にあっては、 <u>53,600円</u> ）を加算した額
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に <u>162,000円</u> （工場等である場合にあっては、 <u>77,000円</u> ）を加算した額					床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に <u>164,000円</u> （工場等である場合にあっては、 <u>78,500円</u> ）を加算した額
				床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に <u>194,000円</u> （工場等である場合にあっては、 <u>95,000円</u> ）を加算した額					床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に <u>196,000円</u> （工場等である場合にあっては、 <u>96,500円</u> ）を加算した額
				床面積の合計が25,000平方メートル	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ					床面積の合計が25,000平方メートル	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ

現行						改正案					
				ルを超え 50,000平方 メートル以 内の場合	それ当該手数料 額に <u>227,000円</u> （工場等である 場合にあつて は、 <u>117,000円</u> ） を加算した額					ルを超え 50,000平方 メートル以 内の場合	それ当該手数料 額に <u>229,000円</u> （工場等である 場合にあつて は、 <u>119,000円</u> ） を加算した額
				床面積の合 計が50,000 平方メート ルを超える 場合	前項に掲げる床 面積の合計の区 分に応じ、それ ぞれ当該手数料 額に <u>294,000円</u> （工場等である 場合にあつて は、 <u>161,000円</u> ） を加算した額					床面積の合 計が50,000 平方メート ルを超える 場合	前項に掲げる床 面積の合計の区 分に応じ、それ ぞれ当該手数料 額に <u>296,000円</u> （工場等である 場合にあつて は、 <u>163,000円</u> ） を加算した額
										省エネ基準に係る完了検査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る検査	
										次に掲げる額を 合算した額 ア 戸建住宅に 係る省エネ検 査に掲げる手 数料額 イ 非住宅部分 に係る省エネ 検査に掲げる 手数料額	
										省エネ基準に係る完了検査のうち、共同住宅及び非住宅部分に	
										次に掲げる額を 合算した額	

現行							改正案				
									係る検査	ア 共同住宅に係る省エネ検査に掲げる手数料額	
										イ 非住宅部分に係る省エネ検査に掲げる手数料額	
							41の2	中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項ただし書の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物に関する建築基準法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じた手数料額と同一の額	

現行						改正案					
								検査			
42	中間検査を経た昇降機に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物について、同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了検査通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査通知に対する検査	略			42	中間検査を経た昇降機に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物について、同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了検査通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査通知に対する検査	略		
43	建築物に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請又は同法第18条第19項の規定に基づく建築物に関する中間検査通知に対する検査	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内の場合	1件につき 13,000円		43	建築物に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく建築物に関する中間検査通知に対する検査	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内の場合	1件につき 19,800円	
			中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合	1件につき 16,000円					中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合	1件につき 24,400円	

現行						改正案					
				内の場合						内の場合	
				中間検査を 行う部分の 床面積の合 計が100平方 メートルを 超え200平方 メートル以 内の場合	1 件につき <u>21,000円</u>					中間検査を 行う部分の 床面積の合 計が100平方 メートルを 超え200平方 メートル以 内の場合	1 件につき <u>32,100円</u>
				中間検査を 行う部分の 床面積の合 計が200平方 メートルを 超え <u>500平方 メートル</u> 以 内の場合	1 件につき <u>31,000円</u>					中間検査を 行う部分の 床面積の合 計が200平方 メートルを 超え <u>300平方 メートル</u> 以 内の場合	1 件につき <u>47,100円</u>
										中間検査を 行う部分の 床面積の合 計が300平方 メートルを 超え500平方 メートル以 内の場合	1 件につき <u>59,400円</u>
				中間検査を 行う部分の	1 件につき <u>51,000円</u>					中間検査を 行う部分の	1 件につき <u>85,700円</u>

現行						改正案					
				床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合						床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	
				中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	1 件につき <u>69,000円</u>					中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	1 件につき <u>121,000円</u>
				中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	1 件につき <u>110,000円</u>					中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	1 件につき <u>183,000円</u>
				中間検査を行う部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	1 件につき <u>160,000円</u>					中間検査を行う部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	1 件につき <u>268,000円</u>

現行						改正案					
				計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内の場合						計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内の場合	
				中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内の場合	1件につき <u>250,000円</u>					中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内の場合	1件につき <u>408,000円</u>
				中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	1件につき <u>510,000円</u>					中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	1件につき <u>777,000円</u>
44	建築設備に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料	建築基準法第7条の3第1項の略	規定に基づく中間検査の申請に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する中			44	建築設備に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料	建築基準法第7条の3第1項の略	規定に基づく中間検査の申請に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する中		

現行				改正案			
		間検査若しくは同条において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請又は同法第18条第19項の規定に基づく中間検査通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する中間検査若しくは同条において準用する同法第18条第19項の規定に基づく建築設備に関する中間検査通知に対する検査				間検査若しくは同条において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく中間検査通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する中間検査若しくは同条において準用する同法第18条第28項の規定に基づく建築設備に関する中間検査通知に対する検査	
45	工作物に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請又は同法第18条第19項の規定に基づく工作物に関する中間検査通知に対する検査	略	45	工作物に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく工作物に関する中間検査通知に対する検査	略
略	略	略	略	略	略	略	略
46	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号	略	46	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号	略

現行					改正案				
			(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査				(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
76の11	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、単位住戸(住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。))の	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき40,200円(建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機	76の11	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、一戸建ての住宅であって基準省令	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき41,100円(建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機

[illegible]

現行						改正案					
			(1)及び同号ロ (1)の基準(以下この項、第76の13項、第76の15項及び第76の17項において「誘導性能基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)						(1)及び同号ロ (1)の基準(以下この項、第76の13項、第76の15項及び第76の17項において「誘導性能基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)		
			都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき 23,200円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>6,700円</u>)				都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき 23,800円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>7,200円</u>)
			一戸建ての住宅であって基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき 24,500円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>6,700円</u>)				一戸建ての住宅であって基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき 25,200円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>7,200円</u>)

現行					改正案				
			(以下この項、第76の13項、第76の15項及び第76の17項において「誘導仕様基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)				(以下この項、第76の13項、第76の15項及び第76の17項において「誘導仕様基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)		
							都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査(以下この項におい	基準省令第10条第2号イ(1)を用いたもの	戸建住宅標準審査に掲げる手数料額
								基準省令第10条第2号イ(2)を用いたもの	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額

[illegible]

現行						改正案					
			いう。)	床面積が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	1件につき 571,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 134,000円)				いう。)	床面積が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	1件につき 578,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 136,000円)
				床面積が 25,000平方メ ートル以上 50,000平方メ ートル未満の もの	1件につき 1,006,000円(低 炭素建築物適合 計画である場合 にあつては、 202,000円)					床面積が 25,000平方メ ートル以上 50,000平方メ ートル未満の もの	1件につき 1,018,000円(低 炭素建築物適合 計画である場合 にあつては、 204,000円)
				床面積が 50,000平方メ ートル以上の もの	1件につき 1,844,000円(低 炭素建築物適合 計画である場合 にあつては、 305,000円)					床面積が 50,000平方メ ートル以上の もの	1件につき 1,866,000円(低 炭素建築物適合 計画である場合 にあつては、 309,000円)
			都市の低炭素化 の促進に関する 法律第53条第1 項の規定に基づ く低炭素建築物 新築等計画の認	床面積が300平 方メートル未 満のもの	1件につき 38,900円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 11,500円)				都市の低炭素化 の促進に関する 法律第53条第1 項の規定に基づ く低炭素建築物 新築等計画の認	床面積が300平 方メートル未 満のもの	1件につき 39,700円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 12,000円)
			定の申請に対す る審査のうち、 共同住宅であつ	床面積が300平 方メートル以 上2,000平方メ	1件につき 64,000円(低炭 素建築物適合計				定の申請に対す る審査のうち、 共同住宅であつ	床面積が300平 方メートル以 上2,000平方メ	1件につき 64,600円(低炭 素建築物適合計

現行						改正案					
			て_____誘導仕様 基準を用いたもの	一トル未満のもの	画である場合に あつては、 22,400円)				て <u>全ての住戸に ついて誘導仕様</u> 基準を用いたもの	一トル未満のもの	画である場合に あつては、 23,100円)
			のに係る審査 (以下この項に おいて「共同住 宅仕様審査」と いう。)	床面積が2,000 平方メートル 以上5,000平方 メートル未満 のもの	1件につき 111,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 47,700円)				のに係る審査 (以下この項に おいて「共同住 宅仕様審査」と いう。)	床面積が2,000 平方メートル 以上5,000平方 メートル未満 のもの	1件につき 112,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 48,700円)
				床面積が5,000 平方メートル 以上10,000平 方メートル未 満のもの	1件につき 165,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 84,000円)					床面積が5,000 平方メートル 以上10,000平 方メートル未 満のもの	1件につき 167,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 85,300円)
				床面積が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	1件につき 299,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 134,000円)					床面積が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	1件につき 302,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 136,000円)
				床面積が 25,000平方メ ートル以上 50,000平方メ ートル未満の もの	1件につき 501,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 202,000円)					床面積が 25,000平方メ ートル以上 50,000平方メ ートル未満の もの	1件につき 507,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 204,000円)

現行						改正案					
				床面積が 50,000平方メ ートル以上の もの	1 件につき 828,000円（低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 305,000円）					床面積が 50,000平方メ ートル以上の もの	1 件につき 884,000円（低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 309,000円）
									都市の低炭素化 の促進に関する 法律第53条第1 項の規定に基づ く低炭素建築物 新築等計画の認 定の申請に対す る審査のうち、 共同住宅に係る 審査であつて、 共同住宅標準審 査及び共同住宅 仕様審査以外の 審査（以下この 項において「共 同住宅併用審 査」という。）	いずれかの住戸 について基準省 令第10条第2号 イ（1）の基準 を用いたもの 全ての住戸につ いて基準省令第 10条第2号イ （2）の基準を 用いたもの	共同住宅標準審 査に掲げる手数 料額 共同住宅仕様審 査に掲げる手数 料額
			都市の低炭素化 の促進に関する 法律第53条第1 項の規定に基づ	床面積が300平 方メートル未 満のもの	1 件につき 238,000円（低炭 素建築物適合計 画である場合に				都市の低炭素化 の促進に関する 法律第53条第1 項の規定に基づ	床面積が300平 方メートル未 満のもの	1 件につき 241,000円（低炭 素建築物適合計 画である場合に

現行						改正案					
			く低炭素建築物 新築等計画の認		あつては、 11,500円)				く低炭素建築物 新築等計画の認		あつては、 12,000円)
			定の申請に対す る審査のうち、 建築物のエネル ギー消費性能の 向上に関する法 律第11条第1項	床面積が300平 方メートル以 上1,000平方メ ートル未満の もの	1件につき 297,000円（低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 18,700円)				定の申請に対す る審査のうち、 非住宅部分	床面積が300平 方メートル以 上1,000平方メ ートル未満の もの	1件につき 301,000円（低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 19,300円)
			に規定する非住 宅部分（以下こ の項、第76の13 の項、第76の14の 2の2項、第76 の14の3項、第	床面積が1,000 平方メートル 以上2,000平方 メートル未満 のもの	1件につき 381,000円（低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 29,300円)					床面積が1,000 平方メートル 以上2,000平方 メートル未満 のもの	1件につき 386,000円（低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 30,000円)
			76の15項、第76 の17項及び第76 の19項において 「非住宅部分」 という。）であ って基準省令第	床面積が2,000 平方メートル 以上5,000平方 メートル未満 のもの	1件につき 542,000円（低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 84,000円)					床面積が2,000 平方メートル 以上5,000平方 メートル未満 のもの	1件につき 549,000円（低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 85,300円)
			10条第1号イ (1)及び同号ロ (1)の基準（以 下この項、第76 の13項、第76の 15項及び第76の 17項において	床面積が5,000 平方メートル 以上10,000平 方メートル未 満のもの	1件につき 666,000円（低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 132,000円)				10条第1号イ (1)及び同号ロ (1)の基準（以 下この項、第76 の13項、第76の 15項及び第76の 17項において	床面積が5,000 平方メートル 以上10,000平 方メートル未 満のもの	1件につき 675,000円（低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 134,000円)
				床面積が	1件につき					床面積が	1件につき

現行						改正案					
			「標準入力法」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	787,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>166,000円</u> ）				「標準入力法」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	797,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>168,000円</u> ）
				床面積が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>897,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>207,000円</u> ）					床面積が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>908,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>210,000円</u> ）
				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>1,117,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>289,000円</u> ）					床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>1,131,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>293,000円</u> ）
			都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>94,200円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>11,500円</u> ）				都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>95,700円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>12,000円</u> ）
				床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>118,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合に					床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>120,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合に

現行						改正案					
			10条第1号イ (2)及び同号ロ (2)の基準(以下この項、第76の13項、第76の15項及び第76の17項において「モデル建物法」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	もの	あつては、 <u>18,700円</u>)				10条第1号イ (2)及び同号ロ (2)の基準(以下この項、第76の13項、第76の15項及び第76の17項において「モデル建物法」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	もの	あつては、 <u>19,300円</u>)
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>154,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合に あつては、 <u>29,300円</u>)					床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>157,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合に あつては、 <u>30,000円</u>)
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>247,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合に あつては、 <u>84,000円</u>)					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>250,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合に あつては、 <u>85,300円</u>)
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>321,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合に あつては、 <u>132,000円</u>)					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>325,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合に あつては、 <u>134,000円</u>)
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>384,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合に あつては、 <u>166,000円</u>)					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>389,000円</u> (低炭素建築物適合計画である場合に あつては、 <u>168,000円</u>)
				床面積が	1件につき					床面積が	1件につき

現行						改正案					
				25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	450,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 207,000円）					25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	455,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 210,000円）
				床面積が 50,000平方メートル以上のもの	1件につき 581,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 289,000円）					床面積が 50,000平方メートル以上のもの	1件につき 588,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 293,000円）
			都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査 _____に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額				都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額		
			都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく	1件につき次に掲げる額を合算				都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく	1件につき次に掲げる額を合算		

現行					改正案				
			く低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	した額 ア 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査 _____に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額				く低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	した額 ア 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
76の12	略	略	略	略	76の12	略	略	略	略
76の13	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項におい	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき <u>40,200円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>6,700円</u> ）	76の13	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項におい	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき <u>41,100円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>7,200円</u> ）
			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき <u>44,300円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>6,700円</u> ）				床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき <u>45,200円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>7,200円</u> ）

現行					改正案				
			て同じ。)のうち、一戸建ての住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)				て同じ。)のうち、一戸建ての住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)		
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき 23,200円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>6,700円</u>)			都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき 23,800円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>7,200円</u>)
			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき 24,500円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>6,700円</u>)				床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき 25,200円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>7,200円</u>)
			て同じ。)のうち、一戸建ての住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る				のう ち、一戸建ての住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る		

現行						改正案					
			審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）					審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）			
								都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であつて、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）	基準省令第10条第2号イ（1）の基準を用いたもの	戸建住宅標準審査に掲げる手数料額	
								都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であつて、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）	基準省令第10条第2号イ（2）の基準を用いたもの	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額	
			都市の低炭素化の促進に関する	床面積が300平方メートル未	1 件につき 75,800円（低炭			都市の低炭素化の促進に関する	床面積が300平方メートル未	1 件につき 77,000円（低炭	

現行						改正案					
			法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって	満のもの	素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>11,500円</u>)				法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって	満のもの	素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>12,000円</u>)
				床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>123,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>22,400円</u>)					床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>125,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>23,100円</u>)
			誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>206,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>47,700円</u>)				誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>208,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>48,700円</u>)
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>292,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>84,000円</u>)					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>296,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>85,300円</u>)
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>571,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>578,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、

現行						改正案					
				もの	134,000円)					もの	136,000円)
				床面積が 25,000平方メ ートル以上 50,000平方メ ートル未満の もの	1件につき 1,006,000円(低 炭素建築物適合 計画である場合 にあっては、 202,000円)					床面積が 25,000平方メ ートル以上 50,000平方メ ートル未満の もの	1件につき 1,018,000円(低 炭素建築物適合 計画である場合 にあっては、 204,000円)
				床面積が 50,000平方メ ートル以上の もの	1件につき 1,844,000円(低 炭素建築物適合 計画である場合 にあっては、 305,000円)					床面積が 50,000平方メ ートル以上の もの	1件につき 1,866,000円(低 炭素建築物適合 計画である場合 にあっては、 309,000円)
			都市の低炭素化 の促進に関する 法律第55条第2 項において準用 する同法第53条 第1項の規定に 基づく低炭素建 築物新築等計画 の変更の認定の 申請に対する審 査のうち、共同 住宅であって	床面積が300平 方メートル未 満のもの	1件につき 38,900円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、 11,500円)				都市の低炭素化 の促進に関する 法律第55条第2 項において準用 する同法第53条 第1項の規定に 基づく低炭素建 築物新築等計画 の変更の認定の 申請に対する審 査のうち、共同 住宅であって全 ての住戸につい て誘導仕様基準	床面積が300平 方メートル未 満のもの	1件につき 39,700円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、 12,000円)
				床面積が300平 方メートル以 上2,000平方メ ートル未満の もの	1件につき 64,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、 22,400円)					床面積が300平 方メートル以 上2,000平方メ ートル未満の もの	1件につき 64,600円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、 23,100円)
			誘導仕様基準	床面積が2,000 平方メートル	1件につき 111,000円(低炭					床面積が2,000 平方メートル	1件につき 112,000円(低炭

現行						改正案					
			を用いたものに 係る審査（以下 この項において 「共同住宅仕様 審査」とい う。）	以上5,000平方 メートル未満 のもの	素建築物適合計 画である場合に あつては、 <u>47,700円</u> ）				を用いたものに 係る審査（以下 この項において 「共同住宅仕様 審査」とい う。）	以上5,000平方 メートル未満 のもの	素建築物適合計 画である場合に あつては、 <u>48,700円</u> ）
				床面積が5,000 平方メートル 以上10,000平 方メートル未 満のもの	1件につき <u>165,000円</u> （低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 <u>84,000円</u> ）					床面積が5,000 平方メートル 以上10,000平 方メートル未 満のもの	1件につき <u>167,000円</u> （低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 <u>85,300円</u> ）
				床面積が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	1件につき <u>299,000円</u> （低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 <u>134,000円</u> ）					床面積が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	1件につき <u>302,000円</u> （低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 <u>136,000円</u> ）
				床面積が 25,000平方メ ートル以上 50,000平方メ ートル未満の もの	1件につき <u>501,000円</u> （低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 <u>202,000円</u> ）					床面積が 25,000平方メ ートル以上 50,000平方メ ートル未満の もの	1件につき <u>507,000円</u> （低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、 <u>204,000円</u> ）
				床面積が 50,000平方メ ートル以上の もの	1件につき <u>828,000円</u> （低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、					床面積が 50,000平方メ ートル以上の もの	1件につき <u>884,000円</u> （低炭 素建築物適合計 画である場合に あつては、

現行					改正案					
				305,000円)					309,000円)	
							都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であつて、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）	いずれかの住戸について基準省令第10条第2号イ（1）の基準を用いたもの	共同住宅標準審査に掲げる手数料額	
							都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であつて、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）	全ての住戸について基準省令第10条第2号イ（2）の基準を用いたもの	共同住宅仕様審査に掲げる手数料額	
			都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき238,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）			都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき241,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、12,000円）

現行						改正案					
			基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 297,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 18,700円）				基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 301,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 19,300円）
			標準入力法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 29,300円）				標準入力法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 386,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 30,000円）
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 542,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 84,000円）					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 549,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 85,300円）
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 666,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 132,000円）					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 675,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 134,000円）
				床面積が10,000平方メートル以上	1件につき 787,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 132,000円）					床面積が10,000平方メートル以上	1件につき 797,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 134,000円）

現行						改正案					
				25,000平方メートル未満のもの	画である場合にあっては、 <u>166,000円</u>)					25,000平方メートル未満のもの	画である場合にあっては、 <u>168,000円</u>)
				床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>897,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>207,000円</u>)					床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>908,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>210,000円</u>)
				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>1,117,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>289,000円</u>)					床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>1,131,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>293,000円</u>)
			都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>94,200円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>11,500円</u>)				都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>95,700円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>12,000円</u>)
				床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>118,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>18,700円</u>)					床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>120,000円</u> （低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 <u>19,300円</u>)

現行						改正案					
			モデル建物法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 154,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 29,300円）				モデル建物法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 157,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 30,000円）
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 247,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 84,000円）					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 250,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 85,300円）
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 321,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 132,000円）					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 325,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 134,000円）
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 384,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 166,000円）					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 389,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 168,000円）
				床面積が25,000平方メートル以上	1件につき 450,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 166,000円）					床面積が25,000平方メートル以上	1件につき 455,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 168,000円）

現行						改正案					
				50,000平方メートル未満のもの	画である場合にあっては、 207,000円)					50,000平方メートル未満のもの	画である場合にあっては、 210,000円)
				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 581,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 289,000円)					床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 588,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 293,000円)
			都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査 _____に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額				都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額		
			都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標				都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標		

現行					改正案				
			の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	準審査又は共同住宅仕様審査 に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額				の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
76の14	略	略	略	略	76の14	略	略	略	略
					76の14の2	低炭素建築物新築等計画軽微変更証明書交付手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書の交付	第76の13項に掲げる手数料額と同一の額	
76の14の2	略	略	略	略	76の14の2	略	略	略	略
76の14の2の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料				76の14の2の3	建築物エネルギー消費性能等に関する法律第11条第1項又は第	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第	1件につき 37,600円	

現行							改正案					
									<u>12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イただし書の基準又は同号イ（1）及び同号ロ（1）の基準（以下この項及び次項において「性能基準」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）</u>	<u>床面積が200平方メートル以上のもの</u>	<u>1件につき</u> <u>41,800円</u>	
									<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定</u>	<u>床面積が200平方メートル未満のもの</u>	<u>1件につき</u> <u>20,300円</u>	
									<u>12条第2項の規定</u>	<u>床面積が200平方メートル以上のもの</u>	<u>1件につき</u>	

現行							改正案				
									に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）の基準（以下この項及び次項において「仕様基準」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）	平方メートル以上のものの	21,700円
									建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建	基準省令第1条第1項第2号イ（1）の基準を用いたもの	戸建住宅標準審査に掲げる手数料額
									建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る建	基準省令第1条第1項	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額

現行							改正案				
									建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）	第2号イ（2）の基準を用いたもの	料額
									建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅であっていずれかの住戸について性能基準を用いたものに	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 73,600円
									建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅であっていずれかの住戸について性能基準を用いたものに	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 121,000円
									建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅であっていずれかの住戸について性能基準を用いたものに	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 205,000円

現行							改正案				
							係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	のものの			
								床面積が	1 件につき		
								5,000平方メートル以上	293,000円		
								10,000平方メートル未満のもの			
								床面積が	1 件につき		
								10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	574,000円		
								床面積が	1 件につき		
								25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,014,000円		
								床面積が	1 件につき		
								50,000平方メートル以上のもの	1,863,000円		
							建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第	床面積が300平方メートル未満のもの	1 件につき		
									36,200円		

現行							改正案					
									12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅であって全ての住戸について仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 61,100円	
										床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 109,000円	
										床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 164,000円	
										床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 298,000円	
										床面積が25,000平方メートル以	1件につき 503,000円	

現行							改正案						
											<u>上50,000平方メートル未満のもの</u>		
											<u>床面積が50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1 件につき</u> <u>881,000円</u>	
										<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1 項又は第12条第2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であって、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「共同住宅併用審査」という。）</u>	<u>いずれかの住戸について基準省令第1 条第1 項第2 号イ（1）の基準を用いたもの</u>	<u>共同住宅標準審査に掲げる手数料額</u>	
											<u>全ての住戸について基準省令第1 条第1 項第2 号イ（2）の基準を用いたもの</u>	<u>共同住宅仕様審査に掲げる手数料額</u>	

現行						改正案					
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定						建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき238,000円（工場等である場合にあっては、25,800円）
			に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき296,000円（工場等である場合にあっては、34,000円）				に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき297,000円（工場等である場合にあっては、34,100円）
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（工場等である場合にあっては、46,000円）				（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき383,000円（工場等である場合にあっては、46,600円）
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき543,000円（工場等である場合にあっては、107,000円）					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき545,000円（工場等である場合にあっては、107,000円）
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方	1件につき669,000円（工場等である場合にあっては、					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方	1件につき671,000円（工場等である場合にあっては、

現行						改正案					
				メートル未満のもの	157,000円)					メートル未満のもの	158,000円)
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき790,000円（工場等である場合にあっては、194,000円）					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき793,000円（工場等である場合にあっては、195,000円）
				床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき901,000円（工場等である場合にあっては、239,000円）					床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき904,000円（工場等である場合にあっては、240,000円）
				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,124,000円（工場等である場合にあっては、330,000円）					床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,127,000円（工場等である場合にあっては、332,000円）
			<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建					<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項又は第12条第2項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建			
				床面積が300平方メートル以上1,000	1件につき116,000円（工場等である場合に					床面積が300平方メートル以上1,000	1件につき117,000円（工場等である場合に

現行						改正案						
			建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査	平方メートル未満のもの	あつては、 <u>29,200円</u>)				建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査	平方メートル未満のもの	あつては、 <u>29,600円</u>)	
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>152,000円</u> （工場等である場合にあつては、 <u>41,000円</u>)					床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>153,000円</u> （工場等である場合にあつては、 <u>41,100円</u>)	
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>245,000円</u> （工場等である場合にあつては、 <u>100,000円</u>)				いて「非住宅モデル審査」という。）	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>247,000円</u> （工場等である場合にあつては、 <u>101,000円</u>)	
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>320,000円</u> （工場等である場合にあつては、 <u>150,000円</u>)					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>321,000円</u> （工場等である場合にあつては、 <u>150,000円</u>)	
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>384,000円</u> （工場等である場合にあつては、 <u>185,000円</u>)					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>386,000円</u> （工場等である場合にあつては、 <u>186,000円</u>)	

現行						改正案					
				床面積が 25,000平方 メートル以 上50,000平 方メートル 未満のもの	1 件につき 450,000円（工場 等である場合に あつては、 230,000円）					床面積が 25,000平方 メートル以 上50,000平 方メートル 未満のもの	1 件につき 452,000円（工場 等である場合に あつては、 231,000円）
				床面積が 50,000平方 メートル以 上のもの	1 件につき 583,000円（工場 等である場合に あつては、 319,000円）					床面積が 50,000平方 メートル以 上のもの	1 件につき 585,000円（工場 等である場合に あつては、 320,000円）
			<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第34条第3</u>	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1 件につき 18,700円				<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第29条第3</u>	床面積が300平方メートル未満のもの	1 件につき 12,000円
				床面積が 1,000平方メ ートル以上 2,000平方メ ートル未満 のもの	1 件につき 29,300円					床面積が 1,000平方メ ートル以上 2,000平方メ ートル未満 のもの	1 件につき 30,000円

現行						改正案					
			項に規定する他の建築物である建築物に係る審査	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 84,000円				項に規定する他の建築物である建築物に係る審査（以下この項において「他の建築物に係る審査」という。）	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 85,300円
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 132,000円					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 134,000円
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 166,000円					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 168,000円
				床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 207,000円					床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 210,000円
				床面積が50,000平方メートル以上	1件につき 289,000円					床面積が50,000平方メートル以上	1件につき 293,000円

現行					改正案				
				上のもの					上のもの
									<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査</u>
									次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額 ウ 他の建築物に係る審査に掲げる手数料額
									<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</u>
									次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準

現行							改正案				
										<u>審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額</u> ウ <u>他の建築物に係る審査に掲げる手数料額</u>	
76の14の3	建築物エネルギー消費性能確保計画変更手数料						76の14の3	建築物エネルギー消費性能確保計画変更手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に對する審査のうち、一戸建ての住宅であつて性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの 床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき 37,600円 1件につき 41,800円
								建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき	20,300円

現行							改正案				
							11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に	の			
							に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）	の	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき	
										21,700円	
							建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に	基準省令第1条第1項第2号イ（1）の基準を用いたもの	戸建住宅標準審査に掲げる手数料額		
							に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下こ	基準省令第1条第1項第2号イ（2）の基準を用いたもの	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額		

現行							改正案						
										の項において「戸建住宅併用審査」という。)			
										建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に對する審査のうち、共同住宅であつていずれかの住戸について性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1 件につき 73,600円	
										建築物のエネルギー消費性能確保計画の変更に對する審査のうち、共同住宅であつていずれかの住戸について性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。)	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件につき 121,000円	
										建築物のエネルギー消費性能確保計画の変更に對する審査のうち、共同住宅であつていずれかの住戸について性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。)	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件につき 205,000円	
										建築物のエネルギー消費性能確保計画の変更に對する審査のうち、共同住宅であつていずれかの住戸について性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。)	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1 件につき 293,000円	
										建築物のエネルギー消費性能確保計画の変更に對する審査のうち、共同住宅であつていずれかの住戸について性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。)	床面積が10,000平方メートル以上	1 件につき 574,000円	

現行							改正案						
										<u>メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>			
										<u>床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>1 件につき</u> <u>1,014,000円</u>		
										<u>床面積が50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1 件につき</u> <u>1,863,000円</u>		
										<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に對する審査のうち、共同住宅であつて全ての住戸について仕様基準を用いたものに係る</u>	<u>床面積が300平方メートル未満のもの</u>	<u>1 件につき</u> <u>36,200円</u>	
										<u>床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>1 件につき</u> <u>61,100円</u>		
										<u>床面積が2,000平方メートル以上</u>	<u>1 件につき</u> <u>109,000円</u>		

現行							改正案				
							審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	5,000平方メートル未満のもの			
								床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1 件につき 164,000円		
								床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1 件につき 298,000円		
								床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1 件につき 503,000円		
								床面積が50,000平方メートル以上のもの	1 件につき 881,000円		
								建築物のエネルギー消費性能の向上	いずれかの住戸について	共同住宅標準審査に掲げる手数	

現行						改正案					
									等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に	て基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準を用いたもの	料額
									に対する審査のうち、共同住宅に係る審査であって、共同住宅標準審査及び共同住宅仕様審査以外の審査(以下この項において「共同住宅併用審査」という。)	全ての住戸について基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準を用いたもの	共同住宅仕様審査に掲げる手数料額
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき236,000円(工場等である場合にあっては、25,000円)				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき238,000円(工場等である場合にあっては、25,800円)
			に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき296,000円(工場等である場合にあっては、34,000円)				に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき297,000円(工場等である場合にあっては、34,100円)

現行						改正案					
			1条第1項第1号	床面積が 1,000平方メ ートル以上 2,000平方メ ートル未満 のもの	1件につき <u>381,000円</u> （工場 等である場合に あつては、 <u>46,000円</u> ）				1条第1項第1号 <u>ただし書又は同号</u> イの基準を用いた ものに係る審査 （以下この項にお いて「非住宅標準 審査」という。）	床面積が 1,000平方メ ートル以上 2,000平方メ ートル未満 のもの	1件につき <u>383,000円</u> （工場 等である場合に あつては、 <u>46,600円</u> ）
			イの基準を用いた ものに係る審査								
				床面積が 2,000平方メ ートル以上 5,000平方メ ートル未満 のもの	1件につき <u>543,000円</u> （工場 等である場合に あつては、 107,000円）					床面積が 2,000平方メ ートル以上 5,000平方メ ートル未満 のもの	1件につき <u>545,000円</u> （工場 等である場合に あつては、 107,000円）
				床面積が 5,000平方メ ートル以上 10,000平方 メートル未 満のもの	1件につき <u>669,000円</u> （工場 等である場合に あつては、 <u>157,000円</u> ）					床面積が 5,000平方メ ートル以上 10,000平方 メートル未 満のもの	1件につき <u>671,000円</u> （工場 等である場合に あつては、 <u>158,000円</u> ）
				床面積が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの	1件につき <u>790,000円</u> （工場 等である場合に あつては、 <u>194,000円</u> ）					床面積が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの	1件につき <u>793,000円</u> （工場 等である場合に あつては、 <u>195,000円</u> ）
				床面積が 25,000平方 メートル以	1件につき <u>901,000円</u> （工場 等である場合に					床面積が 25,000平方 メートル以	1件につき <u>904,000円</u> （工場 等である場合に

現行						改正案					
				上50,000平方メートル未満のもの	あつては、 <u>239,000円</u>)					上50,000平方メートル未満のもの	あつては、 <u>240,000円</u>)
				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>1,124,000円</u> （工場等である場合にあっては、 <u>330,000円</u> ）					床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>1,127,000円</u> （工場等である場合にあっては、 <u>332,000円</u> ）
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>91,600円</u> （工場等である場合にあっては、 <u>21,200円</u> ）				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>92,300円</u> （工場等である場合にあっては、 <u>21,700円</u> ）
			に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に對する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第1条第1項第1号口の基準を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>116,000円</u> （工場等である場合にあっては、 <u>29,200円</u> ）				に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に對する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第1条第1項第1号口の基準を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>117,000円</u> （工場等である場合にあっては、 <u>29,600円</u> ）
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>152,000円</u> （工場等である場合にあっては、 <u>41,000円</u> ）				（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>153,000円</u> （工場等である場合にあっては、 <u>41,100円</u> ）
				床面積が2,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>245,000円</u> （工場					床面積が2,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>247,000円</u> （工場

現行						改正案					
				一トル以上 5,000平方メ 一トル未満 のもの	等である場合に あつては、 <u>100,000円</u>)					一トル以上 5,000平方メ 一トル未満 のもの	等である場合に あつては、 <u>101,000円</u>)
				床面積が 5,000平方メ 一トル以上 10,000平方 メートル未 満のもの	1件につき <u>320,000円</u> （工場 等である場合に あつては、 150,000円)					床面積が 5,000平方メ 一トル以上 10,000平方 メートル未 満のもの	1件につき <u>321,000円</u> （工場 等である場合に あつては、 150,000円)
				床面積が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの	1件につき <u>384,000円</u> （工場 等である場合に あつては、 <u>185,000円</u>)					床面積が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの	1件につき <u>386,000円</u> （工場 等である場合に あつては、 <u>186,000円</u>)
				床面積が 25,000平方 メートル以 上50,000平 方メートル 未満のもの	1件につき <u>450,000円</u> （工場 等である場合に あつては、 <u>230,000円</u>)					床面積が 25,000平方 メートル以 上50,000平 方メートル 未満のもの	1件につき <u>452,000円</u> （工場 等である場合に あつては、 <u>231,000円</u>)
				床面積が 50,000平方 メートル以 上のもの	1件につき <u>583,000円</u> （工場 等である場合に あつては、 <u>319,000円</u>)					床面積が 50,000平方 メートル以 上のもの	1件につき <u>585,000円</u> （工場 等である場合に あつては、 <u>320,000円</u>)

現行						改正案					
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に對する審査のうち、同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第34条第3項に規定する他の建築物である建築物に係る審査	床面積が300平方メートル未満のもの 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未	1件につき 11,500円 1件につき 18,700円 1件につき 29,300円 1件につき 84,000円 1件につき 132,000円				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に對する審査のうち、同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第29条第3項に規定する他の建築物である建築物に係る審査（以下この項において「他の建築物に係る審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未	1件につき 12,000円 1件につき 19,300円 1件につき 30,000円 1件につき 85,300円 1件につき 134,000円

現行						改正案					
				満のもの						満のもの	
				床面積が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの	1 件につき <u>166,000円</u>					床面積が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの	1 件につき <u>168,000円</u>
				床面積が 25,000平方 メートル以 上50,000平 方メートル 未満のもの	1 件につき <u>207,000円</u>					床面積が 25,000平方 メートル以 上50,000平 方メートル 未満のもの	1 件につき <u>210,000円</u>
				床面積が 50,000平方 メートル以 上のもの	1 件につき <u>289,000円</u>					床面積が 50,000平方 メートル以 上のもの	1 件につき <u>293,000円</u>
										建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律第11条第2 項又は第12条第3項の規定に基 づく建築物エネルギー消費性能 確保計画の変更に対する審査の うち、一戸建ての住宅及び非住 宅部分に係る審査	次に掲げる額を 合算した額 ア 戸建住宅標 準審査、戸建 住宅仕様審査 又は戸建住宅 併用審査に掲 げる手数料額 イ 非住宅標準 審査又は非住

現行						改正案					
										<u>宅モデル審査に掲げる手数料額</u> <u>ウ 他の建築物に係る審査に掲げる手数料額</u>	
								<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</u>	<u>次に掲げる額を合算した額</u> <u>ア 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に掲げる手数料額</u> <u>イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額</u> <u>ウ 他の建築物に係る審査に掲げる手数料額</u>		
76の14の4	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第	前項に掲げる手数料額と同一の額			76の14の4	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条	前項に掲げる手数料額と同一の額		

現行					改正案				
		変更証明書交付手数料	11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付				変更証明書交付手数料	____の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	
76の15	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項____の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計	76の15	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき37,600円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計

現行						改正案							
					画（以下この項及び第76の17項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。）である場合にあっては、 <u>6,700円</u> ）						画（以下この項及び第76の17項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。）である場合にあっては、 <u>7,200円</u> ）		
				床面積が200平方メートル以上のもの	1 件につき <u>40,900円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>6,700円</u> ）					床面積が200平方メートル以上のもの	1 件につき <u>41,800円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>7,200円</u> ）		
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項	床面積が200平方メートル未満のもの	1 件につき <u>19,700円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>6,700円</u> ）					建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項	床面積が200平方メートル未満のもの	1 件につき <u>20,300円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>7,200円</u> ）	
			の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であ	床面積が200平方メートル以上のもの	1 件につき <u>21,100円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準					上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であ	床面積が200平方メートル以上のもの	1 件につき <u>21,700円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準	

現行						改正案					
			って誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）		適合計画である場合にあっては、 <u>6,700円</u> ）				って誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）		適合計画である場合にあっては、 <u>7,200円</u> ）
								建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であつて、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）	基準省令第10条第2号イ（1）の基準を用いたもの	戸建住宅標準審査に掲げる手数料額	
								建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であつて、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）	基準省令第10条第2号イ（2）の基準を用いたもの	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額	

現行						改正案					
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき72,300円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、11,500円）				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であつてい	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき73,600円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、12,000円）
			誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき120,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、22,400円）				誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき121,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、23,100円）
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき202,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、47,700円）					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき205,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、48,700円）
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき289,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつて					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき293,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつて

現行						改正案					
					は、 <u>84,000円</u>)					は、 <u>85,300円</u>)	
				床面積が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	1 件につき <u>567,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>134,000円</u>)				床面積が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	1 件につき <u>574,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>136,000円</u>)	
				床面積が 25,000平方メ ートル以上 50,000平方メ ートル未満の もの	1 件につき <u>1,002,000円</u> (建 築物エネルギー 消費性能向上基 準適合計画であ る場合にあつて は、 <u>202,000円</u>)				床面積が 25,000平方メ ートル以上 50,000平方メ ートル未満の もの	1 件につき <u>1,014,000円</u> (建 築物エネルギー 消費性能向上基 準適合計画であ る場合にあつて は、 <u>204,000円</u>)	
				床面積が 50,000平方メ ートル以上の もの	1 件につき <u>1,840,000円</u> (建 築物エネルギー 消費性能向上基 準適合計画であ る場合にあつて は、 <u>305,000円</u>)				床面積が 50,000平方メ ートル以上の もの	1 件につき <u>1,863,000円</u> (建 築物エネルギー 消費性能向上基 準適合計画であ る場合にあつて は、 <u>309,000円</u>)	
			建築物のエネル ギー消費性能の 向上に関する法 律第34条第1項 の規定に基づ	床面積が300平 方メートル未 満のもの	1 件につき <u>35,500円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である			建築物のエネル ギー消費性能の 向上等に関する 法律第29条第1 項の規定に基づ	床面積が300平 方メートル未 満のもの	1 件につき <u>36,200円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である	

現行						改正案					
			く建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって__		場合にあつては、 <u>11,500円</u>)				く建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であつて <u>全</u>		場合にあつては、 <u>12,000円</u>)
			誘導仕様基準を用いたものに	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>60,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>22,400円</u> ）				て誘導仕様基準を用いたものに	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>61,100円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>23,100円</u> ）
			係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>107,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>47,700円</u> ）				係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>109,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>48,700円</u> ）
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>162,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>84,000円</u> ）					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>164,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>85,300円</u> ）
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メ	1件につき <u>295,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メ	1件につき <u>298,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準

現行						改正案					
				一ト未満のもの	適合計画である場合にあっては、 <u>134,000円</u>)				一ト未満のもの	適合計画である場合にあっては、 <u>136,000円</u>)	
				床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>498,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>202,000円</u>)				床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>503,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>204,000円</u>)	
				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>872,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>305,000円</u>)				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>881,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>309,000円</u>)	
									建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同	いずれかの住戸について基準省令第10条第2号イ（1）の基準を用いたもの	共同住宅標準審査に掲げる手数料額
									く建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同	全ての住戸について基準省令第10条第2号イ（2）の基準を用いたもの	共同住宅仕様審査に掲げる手数料額

現行						改正案					
									住宅に係る審査 であって、共同 住宅標準審査及 び共同住宅仕様 審査以外の審査 (以下この項に おいて「共同住 宅併用審査」と いう。)		
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 234,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 238,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、12,000円)
			上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 293,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700円)				上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 297,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、19,300円)
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき 378,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準					床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき 383,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準

現行						改正案					
				のもの	適合計画である 場合にあつて は、 <u>29,300円</u>)					のもの	適合計画である 場合にあつて は、 <u>30,000円</u>)
				床面積が2,000 平方メートル 以上5,000平方 メートル未満 のもの	1件につき <u>539,000円</u> （建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>84,000円</u>)					床面積が2,000 平方メートル 以上5,000平方 メートル未満 のもの	1件につき <u>545,000円</u> （建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>85,300円</u>)
				床面積が5,000 平方メートル 以上10,000平 方メートル未 満のもの	1件につき <u>663,000円</u> （建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>132,000円</u>)					床面積が5,000 平方メートル 以上10,000平 方メートル未 満のもの	1件につき <u>671,000円</u> （建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>134,000円</u>)
				床面積が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	1件につき <u>783,000円</u> （建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>166,000円</u>)					床面積が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	1件につき <u>793,000円</u> （建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>168,000円</u>)
				床面積が 25,000平方メ ートル以上	1件につき <u>893,000円</u> （建築 物エネルギー消					床面積が 25,000平方メ ートル以上	1件につき <u>904,000円</u> （建築 物エネルギー消

現行						改正案					
				50,000平方メートル未満のもの	費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>207,000円</u>)					50,000平方メートル未満のもの	費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>210,000円</u>)
				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>1,114,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>289,000円</u>)					床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>1,127,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>293,000円</u>)
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>90,800円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>11,500円</u>)				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき <u>92,300円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>12,000円</u>)
			の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であってモデル建物法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>115,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>18,700円</u>)				の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であってモデル建物法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>117,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>19,300円</u>)
			「非住宅モデル	床面積が1,000平方メートル	1件につき <u>151,000円</u> （建築				「非住宅モデル	床面積が1,000平方メートル	1件につき <u>153,000円</u> （建築

現行						改正案					
			審査」とい う。)	以上2,000平方 メートル未満 のもの	物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>29,300円</u>)				審査」とい う。)	以上2,000平方 メートル未満 のもの	物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>30,000円</u>)
				床面積が2,000 平方メートル 以上5,000平方 メートル未満 のもの	1件につき <u>243,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>84,000円</u>)					床面積が2,000 平方メートル 以上5,000平方 メートル未満 のもの	1件につき <u>247,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>85,300円</u>)
				床面積が5,000 平方メートル 以上10,000平 方メートル未 満のもの	1件につき <u>317,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>132,000円</u>)					床面積が5,000 平方メートル 以上10,000平 方メートル未 満のもの	1件につき <u>321,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>134,000円</u>)
				床面積が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	1件につき <u>381,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>166,000円</u>)					床面積が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	1件につき <u>386,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>168,000円</u>)
				床面積が	1件につき					床面積が	1件につき

現行						改正案					
				25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	446,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>207,000円</u> ）					25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	452,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>210,000円</u> ）
				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>578,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>289,000円</u> ）					床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき <u>585,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>293,000円</u> ）
				建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査 _____に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額					建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額

現行					改正案				
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査 _____に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査	1件につき次に掲げる額を全て合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査 _____に掲げる手数料額 イ 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査	1件につき次に掲げる額を全て合算した額 ア 戸建住宅標準審査、戸建住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査に掲げる手数料額 イ 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅

現行					改正案				
				_____に掲 げる手数料額 ウ 非住宅標準 審査に掲げる 手数料額 エ 非住宅モデ ル審査に掲げ る手数料額					併用審査に掲 げる手数料額 ウ 非住宅標準 審査に掲げる 手数料額 エ 非住宅モデ ル審査に掲げ る手数料額
76の 16	建築基準関係 規定適合審査 の申出を併せ て行う建築物 エネルギー消 費性能向上計 画認定申請手 数料	建築物のエネルギー消費性能の略 向上に関する法律第34条第1項 _____の規定に基づく建築物エネル ギー消費性能向上計画の認定の 申請であって、同法第35条第2 項の規定に基づく当該建築物エ ネルギー消費性能向上計画に係 る建築基準法第6条第1項に規 定する建築基準関係規定に適合 するかどうかの審査の申出を併 せて行うものに対する審査			76の 16	建築基準関係 規定適合審査 の申出を併せ て行う建築物 エネルギー消 費性能向上計 画認定申請手 数料	建築物のエネルギー消費性能の略 向上等に関する法律第29条第1 項の規定に基づく建築物エネル ギー消費性能向上計画の認定の 申請であって、同法第30条第2 項の規定に基づく当該建築物エ ネルギー消費性能向上計画に係 る建築基準法第6条第1項に規 定する建築基準関係規定に適合 するかどうかの審査の申出を併 せて行うものに対する審査		
76の 17	建築物エネル ギー消費性能 向上計画変更 認定申請手数 料	建築物のエネル ギー消費性能の 向上に関する法 律第36条第2項 _____において準用 する同法第34条 第1項の規定に 基づく建築物エ	床面積が200平 方メートル未 満のもの	1件につき 36,800円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合であって は、6,700円）	76の 17	建築物エネル ギー消費性能 向上計画変更 認定申請手数 料	建築物のエネル ギー消費性能の 向上等に関する 法律第31条第2 項において準用 する同法第29条 第1項の規定に 基づく建築物エ	床面積が200平 方メートル未 満のもの	1件につき 37,600円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合であって は、7,200円）
		基づく建築物エ	床面積が200平	1件につき			基づく建築物エ	床面積が200平	1件につき

現行						改正案					
			エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、一戸建ての住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)	方メートル以上のもの	40,900円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>6,700円</u>)				エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、一戸建ての住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)	方メートル以上のもの	41,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>7,200円</u>)
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき 19,700円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>6,700円</u>)				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき 20,300円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>7,200円</u>)
				床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき 21,100円(建築物エネルギー消費性能向上基準					床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき 21,700円(建築物エネルギー消費性能向上基準

現行						改正案					
			に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）		適合計画である場合にあっては、 <u>6,700円</u> ）				に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）		適合計画である場合にあっては、 <u>7,200円</u> ）
								建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅に係る審査であって、戸建住宅標準審査及び戸建住宅仕	基準省令第10条第2号イ（1）の基準を用いたもの	戸建住宅標準審査に掲げる手数料額	
								基準省令第10条第2号イ（2）の基準を用いたもの	戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額		

現行						改正案					
									様審査以外の審査（以下この項において「戸建住宅併用審査」という。）		
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき72,300円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円）				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であっていずれかの住戸について誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき73,600円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、12,000円）
				床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき120,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、22,400円）					床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき121,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、23,100円）
			誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき202,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、47,700円）					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき205,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、48,700円）
				床面積が5,000平方メートル以上	1件につき					床面積が5,000平方メートル以上	1件につき

現行						改正案					
				平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	289,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、84,000円）					平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	293,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、85,300円）
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき567,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、134,000円）					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき574,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、136,000円）
				床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,002,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、202,000円）					床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,014,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、204,000円）
				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,840,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、305,000円）					床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,863,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、309,000円）

現行						改正案					
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって_____誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1 件につき 35,500円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>11,500円</u> ）				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって <u>全ての住戸について誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）</u>	床面積が300平方メートル未満のもの	1 件につき 36,200円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>12,000円</u> ）
				床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件につき 60,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>22,400円</u> ）					床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件につき 61,100円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>23,100円</u> ）
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件につき 107,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>47,700円</u> ）					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件につき 109,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 <u>48,700円</u> ）
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1 件につき 162,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあって					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1 件につき 164,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあって

現行						改正案					
					は、 <u>84,000円</u>)					は、 <u>85,300円</u>)	
			床面積が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	1 件につき <u>295,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>134,000円</u>)				床面積が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	1 件につき <u>298,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>136,000円</u>)		
			床面積が 25,000平方メ ートル以上 50,000平方メ ートル未満の もの	1 件につき <u>498,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>202,000円</u>)				床面積が 25,000平方メ ートル以上 50,000平方メ ートル未満の もの	1 件につき <u>503,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>204,000円</u>)		
			床面積が 50,000平方メ ートル以上の もの	1 件につき <u>872,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>305,000円</u>)				床面積が 50,000平方メ ートル以上の もの	1 件につき <u>881,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>309,000円</u>)		
								建築物のエネル ギー消費性能の 向上等に関する 法律第31条第2 項において準用	いずれかの住戸 について基準省 令第10条第2号 イ(1)の基準 を用いたもの	共同住宅標準審 査に掲げる手 料額	

現行						改正案					
									する同法第29条 第1項の規定に 基づく建築物エ ネルギー消費性 能向上計画の変 更の認定の申請 に対する審査の うち、共同住宅 に係る審査であ って、共同住宅 標準審査及び共 同住宅仕様審査 以外の審査（以 下この項におい て「共同住宅併 用審査」とい う。）	全ての住戸につ いて基準省令第 10条第2号イ (2)の基準を 用いたもの	共同住宅仕様審 査に掲げる手数 料額
			建築物のエネル ギー消費性能の 向上に関する法 律第36条第2項 において準用 する同法第34条 第1項の規定に 基づく建築物エ ネルギー消費性 能向上計画の変	床面積が300平 方メートル未 満のもの	1件につき 234,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>11,500円</u> ）				建築物のエネル ギー消費性能の 向上等に関する 法律第31条第2 項において準用 する同法第29条 第1項の規定に 基づく建築物エ ネルギー消費性 能向上計画の変	床面積が300平 方メートル未 満のもの	1件につき 238,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>12,000円</u> ）
				床面積が300平 方メートル以 上1,000平方メ	1件につき 293,000円（建築 物エネルギー消					床面積が300平 方メートル以 上1,000平方メ	1件につき 297,000円（建築 物エネルギー消

現行						改正案					
			更の認定の申請 に対する審査の うち、非住宅部 分であって標準	一トール未満の もの	費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>18,700円</u>)				更の認定の申請 に対する審査の うち、非住宅部 分であって標準	一トール未満の もの	費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>19,300円</u>)
			入力法を用いた ものに係る審査 (以下この項に おいて「非住宅 標準審査」とい う。)	床面積が1,000 平方メートル 以上2,000平方 メートル未満 のもの	1件につき <u>378,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>29,300円</u>)				入力法を用いた ものに係る審査 (以下この項に おいて「非住宅 標準審査」とい う。)	床面積が1,000 平方メートル 以上2,000平方 メートル未満 のもの	1件につき <u>383,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>30,000円</u>)
				床面積が2,000 平方メートル 以上5,000平方 メートル未満 のもの	1件につき <u>539,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>84,000円</u>)					床面積が2,000 平方メートル 以上5,000平方 メートル未満 のもの	1件につき <u>545,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>85,300円</u>)
				床面積が5,000 平方メートル 以上10,000平 方メートル未 満のもの	1件につき <u>663,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>132,000円</u>)					床面積が5,000 平方メートル 以上10,000平 方メートル未 満のもの	1件につき <u>671,000円</u> (建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>134,000円</u>)
				床面積が 10,000平方メ	1件につき <u>783,000円</u> (建築					床面積が 10,000平方メ	1件につき <u>793,000円</u> (建築

現行						改正案					
				一トール以上 25,000平方メ 一トール未満の もの	物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあって は、 <u>166,000円</u>)					一トール以上 25,000平方メ 一トール未満の もの	物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあって は、 <u>168,000円</u>)
				床面積が 25,000平方メ 一トール以上 50,000平方メ 一トール未満の もの	1 件につき <u>893,000円</u> （建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあって は、 <u>207,000円</u>)					床面積が 25,000平方メ 一トール以上 50,000平方メ 一トール未満の もの	1 件につき <u>904,000円</u> （建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあって は、 <u>210,000円</u>)
				床面積が 50,000平方メ 一トール以上の もの	1 件につき <u>1,114,000円</u> （建 築物エネルギー 消費性能向上基 準適合計画であ る場合にあって は、 <u>289,000円</u>)					床面積が 50,000平方メ 一トール以上の もの	1 件につき <u>1,127,000円</u> （建 築物エネルギー 消費性能向上基 準適合計画であ る場合にあって は、 <u>293,000円</u>)
			建築物のエネル ギー消費性能の 向上に関する法 律第36条第 2 項 において準用 する同法第34条 第 1 項の規定に 基づく建築物エ	床面積が300平 方メートル未 満のもの	1 件につき <u>90,800円</u> （建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあって は、 <u>11,500円</u>)				建築物のエネル ギー消費性能の 向上等に関する 法律第31条第 2 項において準用 する同法第29条 第 1 項の規定に 基づく建築物エ	床面積が300平 方メートル未 満のもの	1 件につき <u>92,300円</u> （建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあって は、 <u>12,000円</u>)
				床面積が300平	1 件につき					床面積が300平	1 件につき

現行						改正案					
			エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であってモデル建物法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	115,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>18,700円</u> ）				エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であってモデル建物法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	117,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>19,300円</u> ）
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>151,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>29,300円</u> ）					床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>153,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>30,000円</u> ）
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>243,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>84,000円</u> ）					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>247,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>85,300円</u> ）
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>317,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>132,000円</u> ）					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>321,000円</u> （建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 <u>134,000円</u> ）

現行						改正案					
				床面積が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	1 件につき 381,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>166,000円</u> ）					床面積が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	1 件につき 386,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>168,000円</u> ）
				床面積が 25,000平方メ ートル以上 50,000平方メ ートル未満の もの	1 件につき 446,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>207,000円</u> ）					床面積が 25,000平方メ ートル以上 50,000平方メ ートル未満の もの	1 件につき 452,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>210,000円</u> ）
				床面積が 50,000平方メ ートル以上の もの	1 件につき 578,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>289,000円</u> ）					床面積が 50,000平方メ ートル以上の もの	1 件につき 585,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつて は、 <u>293,000円</u> ）
				建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律第36条第2項 において準用する同法第34条 第1項の規定に基づく建築物エ ネルギー消費性能向上計画の変 更の認定の申請に対する審査の	1 件につき次に 掲げる額を合算 した額 ア 戸建住宅標 準審査又は戸 建住宅仕様審					建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律第31条第2 項において準用する同法第29条 第1項の規定に基づく建築物エ ネルギー消費性能向上計画の変 更の認定の申請に対する審査の	1 件につき次に 掲げる額を合算 した額 ア 戸建住宅標 準審査、戸建 住宅仕様審査

現行					改正案				
			うち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	<u>査</u> <u>に掲</u> <u>げる手数料額</u> イ 非住宅標準 審査又は非住宅 モデル審査 に掲げる手数料 料額				うち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	又は戸建住宅 <u>併用審査</u> に掲 <u>げる手数料額</u> イ 非住宅標準 審査又は非住宅 モデル審査 に掲げる手数料 料額
			建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律第36条第2項 <u>において準用する同法第34条</u> <u>第1項</u> の規定に基づく建築物エ ネルギー消費性能向上計画の変 更の認定の申請に対する審査の うち、共同住宅及び非住宅部分 に係る審査	1件につき次に 掲げる額を合算 した額 ア 共同住宅標 準審査又は共 同住宅仕様審 <u>査</u> <u>に掲</u> <u>げる手数料額</u> イ 非住宅標準 審査又は非住宅 モデル審査 に掲げる手数料 料額				建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律第31条第2 <u>項において準用する同法第29条</u> <u>第1項</u> の規定に基づく建築物エ ネルギー消費性能向上計画の変 更の認定の申請に対する審査の うち、共同住宅及び非住宅部分 に係る審査	1件につき次に 掲げる額を合算 した額 ア 共同住宅標 準審査、共同 <u>住宅仕様審査</u> <u>又は共同住宅</u> <u>併用審査</u> に掲 <u>げる手数料額</u> イ 非住宅標準 審査又は非住宅 モデル審査 に掲げる手数料 料額
			建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律第36条第2項 <u>において準用する同法第34条</u> <u>第1項</u> の規定に基づく建築物エ ネルギー消費性能向上計画の変	1件につき次に 掲げる額を全て 合算した額 ア 戸建住宅標 準審査又は戸				建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律第31条第2 <u>項において準用する同法第29条</u> <u>第1項</u> の規定に基づく建築物エ ネルギー消費性能向上計画の変	1件につき次に 掲げる額を全て 合算した額 ア 戸建住宅標 準審査、戸建

現行					改正案				
			更の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る	建住宅仕様審査 _____に掲げる手数料額 イ 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査 _____に掲げる手数料額 ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料額 エ 非住宅モデル審査に掲げる手数料額				更の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る	住宅仕様審査又は戸建住宅併用審査 _____に掲げる手数料額 イ 共同住宅標準審査、共同住宅仕様審査又は共同住宅併用審査 _____に掲げる手数料額 ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料額 エ 非住宅モデル審査に掲げる手数料額
76の18	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の略	向上に関する法律第36条第2項_____において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準		76の18	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の略	向上等に関する法律第31条第2項_____において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、同法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準	

現行					改正案				
			関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査				関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査		
76の19	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であつて基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅性能審査」という。)	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると認められた建築	76の19	建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付	第76の17項に掲げる手数料額と同一の額	

現行						改正案					
					物（以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準適合建築物」という。）である場合にあっては、 <u>6,700円</u> ）						
				床面積が200平方メートル以上のもの	1 件につき 40,900円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、 <u>6,700円</u> ）						
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1	床面積が300平方メートル未満のもの	1 件につき 72,300円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、 <u>11,500円</u> ）						
				床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件につき 120,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場						

現行						改正案					
			項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅性能審査」という。)		合にあっては、 22,400円)						
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 202,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、 47,700円)						
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 289,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、 84,000円)						
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 567,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、 134,000円)						
				床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 1,002,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、 267,000円)						

現行						改正案					
				一トル未満の もの	合建築物である 場合にあつて は、202,000円)						
				床面積が 50,000平方メ ートル以上の もの	1 件につき 1,840,000円 (建 築物エネルギー 消費性能基準適 合建築物である 場合にあつて は、305,000円)						
			建築物のエネル ギー消費性能の 向上に関する法 律第41条第1項 の規定に基づく 建築物エネルギ ー消費性能基準 適合の認定の申 請に対する審査 のうち、一戸建 ての住宅であつ て基準省令第1 条第1項第2号 イ(2)及びロ (2)又は同号イ (3)及びロ(3) の基準を用いた	床面積が200平 方メートル未 満のもの	1 件につき 19,700円 (建築 物エネルギー消 費性能基準適合 建築物である場 合にあつては、 6,700円)						
				床面積が200平 方メートル以 上のもの	1 件につき 21,100円 (建築 物エネルギー消 費性能基準適合 建築物である場 合にあつては、 6,700円)						

現行						改正案					
			ものに係る審査 (以下この項に おいて「戸建住 宅仕様等審査」 という。)								
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 35,400円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、 11,500円）						
			適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 60,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、 22,400円）						
			イ(3)及びロ(3)の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様等審査」という。）	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 107,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、 47,700円）						
				床面積が5,000	1件につき						

現行						改正案					
				平方メートル 以上10,000平 方メートル未 満のもの	161,000円（建築 物エネルギー消 費性能基準適合 建築物である場 合にあつては、 84,000円）						
				床面積が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	1件につき 295,000円（建築 物エネルギー消 費性能基準適合 建築物である場 合にあつては、 134,000円）						
				床面積が 25,000平方メ ートル以上 50,000平方メ ートル未満の もの	1件につき 497,000円（建築 物エネルギー消 費性能基準適合 建築物である場 合にあつては、 202,000円）						
				床面積が 50,000平方メ ートル以上の もの	1件につき 870,000円（建築 物エネルギー消 費性能基準適合 建築物である場 合にあつては、 305,000円）						

現行						改正案					
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 234,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、 11,500円）						
				床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 293,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、 18,700円）						
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 378,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、 29,300円）						
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 539,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、						

現行						改正案					
					84,000円)						
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 663,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、 132,000円）						
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 783,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、 166,000円）						
				床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 893,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、 207,000円）						
				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 1,114,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である						

現行						改正案					
					場合にあつては、289,000円)						
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、11,500円）						
				床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき115,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、18,700円）						
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、29,300円）						
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき243,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、39,300円）						

現行						改正案					
				<u>のもの</u>	建築物である場合 にあつては、 84,000円)						
				床面積が5,000 平方メートル 以上10,000平 方メートル未 満のもの	1 件につき 317,000円（建築 物エネルギー消 費性能基準適合 建築物である場 合にあつては、 132,000円)						
				床面積が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	1 件につき 381,000円（建築 物エネルギー消 費性能基準適合 建築物である場 合にあつては、 166,000円)						
				床面積が 25,000平方メ ートル以上 50,000平方メ ートル未満の もの	1 件につき 446,000円（建築 物エネルギー消 費性能基準適合 建築物である場 合にあつては、 207,000円)						
				床面積が 50,000平方メ ートル以上の	1 件につき 578,000円（建築 物エネルギー消						

現行						改正案					
				もの	費性能基準適合建築物である場合にあつては、 289,000円)						
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅性能審査又は戸建住宅仕様等審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額						
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅性能審査又は共同住宅仕様等審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅						

現行					改正案				
				宅モデル審査 に掲げる手数料額					
76の 19の 2	建築物エネルギー消費性能 認定証明手数料	建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律第35条第1項 又は第41条第2項	略		76の 19の 2	建築物エネルギー消費性能 認定証明手数料	建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律第29条第1 項又は脱炭素社会の実現に資す るための建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法律等の 一部を改正する法律（令和4年 法律第69号）附則第2条の規定 によりなお従前の例によること とされる同法第2条による改正 前の建築物のエネルギー消費性 能の向上に関する法律第41条第 2項の規定に基づく認定の証明 に係る書面の交付	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
136 の3	確認規程認定 証再交付手数料	略	略	略	136 の3	確認規程認定 証再交付手数料	略	略	略
137	確認規程変更 認定申請手数料	略	略	略	136 の4	確認規程変更 認定申請手数料	略	略	略
					136 の5	輸出証明書の 交付手数料	農林水産物及び食品の輸出の促 進に関する法律（令和元年法律 第57号）第15条第2項の規定に 基づく輸出証明書（農林水産物	1件につき 870円	

現行					改正案				
							及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省、厚生労働省、農林水産省令第1号）第4条第1号に規定する衛生証明書に限る。）の交付		
					137	適合施設の認定申請手数料	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査	1件につき20,900円（現地調査を要しないと市長が認める場合には、10,400円）	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	
備考					備考				
1～6 略					1～6 略				
7 第38の2項及び第41の2項に規定する床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積（増築又は改築（以下「増築等」という。）の場合であって、 <u>基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法において当該増築等に係る建築物のうち増築等を行わない部分について特別の算定方法によることが認められているときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積</u> ）について算定する。					7 第38の2項及び第41の2項に規定する床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積				
					</				

現行	改正案
<u>において当該増築等に係る建築物のうち増築等を行わない部分について特別の算定方法によることが認められているときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）について算定する。</u> 14 第76の14の3項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に係る部分の床面積（<u>床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</u>（増築等の場合であつて、基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法において当該増築等に係る建築物のうち増築等を行わない部分について特別の算定方法によることが認められているときは、<u>当該既存部分の床面積を除いた床面積）の2分の1</u>について算定する。 15 略 16 第76の17項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積（<u>床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の2分の1</u>について算定する。 17 第76の19項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能基準適合性認定に係る建築物の部分の床面積について算定する。 18～20 略	_____について算定する。 14 第76の14の3項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に係る部分の床面積_____ _____ _____ _____ _____の2分の1について算定する。（<u>床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積について算入する。）</u>） 15 略 16 第76の17項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積<u>の2分の1</u>について算定する。（<u>床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積について算入する。）</u>） 17～19 略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. みどりの家福祉センターの休館日について（別表第1関係） (1) 火曜日を新たに休館日とする。 (2) 国民の祝日の翌日は従来休館日としているが、その日が日曜日又は火曜日である場合は例外的に開館していた。今回新たに水曜日についても例外的に開館することとする。 2. みどりの家はり・きゆう治療所の休館日について（別表第1関係） (1) 火曜日を新たに休館日とする。 3. 福祉ホールの休館日について（別表第1関係） (1) 火曜日を新たに休館日とする。 (2) 国民の祝日の翌日は従来休館日としているが、その日が日曜日又は火曜日である場合は例外的に開館していた。今回新たに水曜日についても例外的に開館することとする。 4. 体育館の休館日について（別表第1関係） (1) 火曜日を新たに休館日とする。 (2) 国民の祝日の翌日は従来休館日としているが、その日が日曜日又は火曜日である場合は例外的に開館していた。今回新たに水曜日についても例外的に開館することとする。
3 制定改廃 の理由	・総合福祉センターの今後のあり方について、当事者団体を含む検討会での検討及び地域福祉推進会議での協議を行った。 ここで出た当事者団体の要望に対しては、今後の障害者福祉の課題やニーズに対応する事業を実施することとし、限られた経営資源を有効活用する観点から、総合福祉センターの運営方法についての工夫や経費の削減を図ることとした。 これに関連し、利用者への影響が少ない施設の休館日を見直すため。		
5 施行期日	令和7年10月1日	所管部課	福祉部 障がい福祉課

奈良市総合福祉センター条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表第1（第4条の3関係）				別表第1（第4条の3関係）			
	施設名	開館時間	休館日		施設名	開館時間	休館日
障がい者福祉センター みどりの家	みどりの家福祉センター	午前9時から午後9時まで（水曜日は、午前9時から午後5時まで）	（1） 月曜日 （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（以下「国民の祝日」という。）の翌日（日曜日及び火曜日_____を除く。） （3） 略	障がい者福祉センター みどりの家	みどりの家福祉センター	午前9時から午後9時まで（水曜日は、午前9時から午後5時まで）	（1） 月曜日及び火曜日 （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（以下「国民の祝日」という。）の翌日（日曜日、火曜日及び水曜日を除く。） （3） 略
	みどりの家はり・きゆう治療所	午前9時から午後5時まで	（1） 日曜日及び月曜日_____ （2）・（3） 略		みどりの家はり・きゆう治療所	午前9時から午後5時まで	（1） 日曜日、月曜日及び火曜日 （2）・（3） 略
	福祉ホール	午前9時から午後9時まで（水曜日は、午前9時から午後5時まで）	（1） 月曜日 （2） 国民の祝日の翌日（日曜日及び火曜日_____を除く。） （3） 略		福祉ホール	午前9時から午後9時まで（水曜日は、午前9時から午後5時まで）	（1） 月曜日及び火曜日 （2） 国民の祝日の翌日（日曜日、火曜日及び水曜日を除く。） （3） 略
略		略	略	略		略	略
体育館		午前9時から午後9時まで（水曜日は、午前9時から午後5時まで）	（1） 月曜日 （2） 国民の祝日の翌日（日曜日及び火曜日_____を除く。） （3） 略	体育館		午前9時から午後9時まで（水曜日は、午前9時から午後5時まで）	（1） 月曜日及び火曜日 （2） 国民の祝日の翌日（日曜日、火曜日及び水曜日を除く。） （3） 略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市人権文化センター条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. 指定管理者による人権文化センターの管理に関する規定を削る。（第12条の2から第12条の5まで関係）
3 制定改廃 の理由	・北人権文化センターは、指定管理者による管理を行うこととしているが、令和7年4月1日から直営による管理を行うことから、指定管理者による人権文化センターの管理に関する規定を削るため。		
5 施行期日	令和7年4月1日	所管部課	市民部 共生社会推進課

奈良市人権文化センター条例 新旧対照表

現行	改正案
(入場の禁止等) 第12条 略 <u>(指定管理者)</u> 第12条の2 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンター(奈良市北人権文化センターに限る。以下この条から第12条の4までにおいて同じ。)の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</u> <u>(1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。</u> <u>(2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。</u> <u>(3) センターの施設等の維持管理に関すること。</u> <u>(4) その他市長が定めること。</u> 2 <u>指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなければならない。</u> <u>(開館時間)</u> 第12条の3 <u>センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。</u> <u>(休館日)</u> 第12条の4 <u>センターの休館日は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 日曜日及び土曜日</u> <u>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u> <u>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。</u>	(入場の禁止等) 第12条 略

現行	改正案																																						
(指定管理者がセンターの管理に関する業務を行うセンターについてのこの条例の適用) 第12条の5 指定管理者がセンターの管理に関する業務を行うセンターについてのこの条例の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr><tr><td>第4条の見出し</td><td>許可</td><td>承認</td></tr><tr><td rowspan="2">第4条</td><td>市長</td><td>指定管理者</td></tr><tr><td>許可</td><td>承認</td></tr><tr><td>第5条の見出し</td><td>不許可</td><td>不承認</td></tr><tr><td rowspan="2">第5条</td><td>市長</td><td>指定管理者</td></tr><tr><td>許可</td><td>承認</td></tr><tr><td>第6条の見出し</td><td>許可</td><td>承認</td></tr><tr><td rowspan="2">第6条第1項</td><td>市長</td><td>指定管理者</td></tr><tr><td>許可</td><td>承認</td></tr><tr><td rowspan="2">第6条第2項</td><td>許可</td><td>承認</td></tr><tr><td>市</td><td>市長及び指定管理者</td></tr><tr><td>第8条並びに第11条第3号及び第4号</td><td>許可</td><td>承認</td></tr><tr><td>第12条</td><td>市長</td><td>指定管理者</td></tr></table> (委任) 第13条 略	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第4条の見出し	許可	承認	第4条	市長	指定管理者	許可	承認	第5条の見出し	不許可	不承認	第5条	市長	指定管理者	許可	承認	第6条の見出し	許可	承認	第6条第1項	市長	指定管理者	許可	承認	第6条第2項	許可	承認	市	市長及び指定管理者	第8条並びに第11条第3号及び第4号	許可	承認	第12条	市長	指定管理者	(委任) 第13条 略
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																					
第4条の見出し	許可	承認																																					
第4条	市長	指定管理者																																					
	許可	承認																																					
第5条の見出し	不許可	不承認																																					
第5条	市長	指定管理者																																					
	許可	承認																																					
第6条の見出し	許可	承認																																					
第6条第1項	市長	指定管理者																																					
	許可	承認																																					
第6条第2項	許可	承認																																					
	市	市長及び指定管理者																																					
第8条並びに第11条第3号及び第4号	許可	承認																																					
第12条	市長	指定管理者																																					

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）第1条の規定による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正 ・改正法第4条の規定による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正 ・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（令和7年2月12日付こ成保発第120号こども家庭庁成育局長通知）	4 制定改廃の概要	1. 本市が設置する特定教育・保育施設において、乳児等通園支援事業を利用した乳児又は幼児の保護者から同事業の利用料を徴収する規定を新設する。（第7条関係）
3 制定改廃の理由	・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和6年度から本市においても試行的事業として実施している。上記の法律改正等により、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化、令和8年度からは同法に基づく新たな給付として全国で実施される。 ・上記の通知の内容を踏まえ、本市が設置する特定教育・保育施設において同事業を利用した乳児又は幼児の保護者から利用料を徴収する規定を新設するため。		
5 施行期日	令和7年4月1日	所管部課	子ども未来部 保育総務課、保育所・幼稚園課

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(一時預かり) 第6条 略	(一時預かり) 第6条 略 <u>(乳児等通園支援事業)</u> 第7条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において、規則に定めるところにより実施する乳児等通園支援事業を利用した乳児又は幼児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定するものをいう。）の保護者から規則に定める乳児等通園支援事業の利用料を徴収する。
(利用者負担額の減免) 第7条 略 (利用者負担額の不還付) 第8条 略 (委任) 第9条 略	(利用者負担額の減免) 第8条 略 (利用者負担額の不還付) 第9条 略 (委任) 第10条 略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号） ・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号。以下「改正法」という。）第 1 条の規定による子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の一部改正 ・改正法第 4 条の規定による児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の一部改正	4 制定改廃の概要	1. 改正法第 4 条の規定による改正後の児童福祉法の規定に基づき、左記の内閣府令（以下「基準府令」という。）に従い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める。 これに伴い、制定する条例の構造について、基準府令どおりとする部分については、基準府令を引用する旨の規定を置く。（第 3 条関係） 2. 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する本市の独自基準を置く。 (1) 子どもの最善の利益の考慮（第 4 条関係） (2) 暴力団の排除（第 5 条関係）
3 制定改廃の理由	・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和 6 年度から本市においても試行的事業として実施している。上記の法律の一部改正等により、令和 7 年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化、令和 8 年度からは同法に基づく新たな給付として全国で実施される。 ・このような状況下で、同事業の設備及び運営について、市町村は条例で基準を定めなければならないと児童福祉法に規定されたため、内閣府令で定める基準に従い条例の制定を行うもの。		
5 施行期日	令和 7 年 4 月 1 日	所管部課	子ども未来部 保育所・幼稚園課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市納骨堂条例（全部改正）												
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1．納骨堂の名称について（第2条関係） 名称を「奈良市寺山霊苑納骨堂」に改める。 2．使用者の資格について（第4条関係） 本市内及び本市外に住所を有する者から広く使用してもらうほか、自己の焼骨の収蔵を目的とする生前予約ができるよう資格を改める。 3．使用期間及び使用料について（第5条、別表関係） 使用期間は無期限とする旨を規定し、使用料を改める。 変更後 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">金額</th></tr> <tr> <th>市内</th><th>市外</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納骨堂</td><td>1体につき</td><td>80,000円</td><td>150,000円</td></tr> </tbody> </table> 「市内」とは、申請者が市内に住所を有する場合又は死亡時において本市に住所を有していた者の焼骨である場合をいい、「市外」とは、それ以外の場合をいう。	区分	単位	金額		市内	市外	納骨堂	1体につき	80,000円	150,000円
区分	単位	金額											
		市内	市外										
納骨堂	1体につき	80,000円	150,000円										
3 制定改廃 の理由	・奈良市納骨堂については、昭和44年に設置し、墓地用地を入手するまでの期間を限定し焼骨を預かる施設として運営してきたが、利用者数が低迷し十分な活用ができていない状態であったことから、近年の生活様式等の変化に対応した施設とするため、使用者の資格、使用期間、使用料等について所要の規定の整備を行うもの。												
5 施行期日	規則で定める日	所管部課	市民部 斎苑管理課										

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例																	
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第17号） ・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第32号）	4 制定改廃 の概要	1. 奈良市国民健康保険運営協議会の委員定数を次のように改める。（第2条関係） <table><tr><td>委員</td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>被保険者を代表する委員</td><td>6人</td><td>5人以内</td></tr><tr><td>保険医又は保険薬剤師を代表する委員</td><td>6人</td><td>5人以内</td></tr><tr><td>公益を代表する委員</td><td>6人</td><td>5人以内</td></tr><tr><td>被用者保険等保険者を代表する委員</td><td>2人</td><td>2人以内</td></tr></table>	委員	改正前	改正後	被保険者を代表する委員	6人	5人以内	保険医又は保険薬剤師を代表する委員	6人	5人以内	公益を代表する委員	6人	5人以内	被用者保険等保険者を代表する委員	2人	2人以内
委員	改正前		改正後															
被保険者を代表する委員	6人	5人以内																
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	6人	5人以内																
公益を代表する委員	6人	5人以内																
被用者保険等保険者を代表する委員	2人	2人以内																
3 制定改廃 の理由	・奈良市国民健康保険運営協議会の効率化及び各種団体役員等への負担軽減を図るため、委員定数を改めるもの。 ・上記の政令の一部改正に伴い、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額及び均等割額・平等割額の軽減判定所得を引き上げるため。		2. 保険料の賦課限度額の引上げ（第12条の6の10、第16条、第16条の4関係） 後期高齢者支援金等賦課限度額を24万円に引き上げる。 3. 保険料の軽減判定所得の引上げ（第16条関係） 保険料の均等割額・平等割額の軽減判定所得の算定における被保険者数に乗じる額を引き上げる。 (1) 5割軽減の対象となる場合 改正前 29万5千円 改正後 30万5千円 (2) 2割軽減の対象となる場合 改正前 54万5千円 改正後 56万円															
5 施行期日	令和7年4月1日、令和7年8月1日	所管部課	福祉部 国保年金課															

奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
(市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数) 第2条 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、<u>次の各号に定めるところによる。</u> (1) 被保険者を代表する委員 <u>6人</u> (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>6人</u> (3) 公益を代表する委員 <u>6人</u> (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 <u>2人</u> (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第12条の6の10 第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>22万円</u>を超えることができない。 (低所得者の保険料の減額) 第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>29万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者	(市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数) 第2条 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、<u>次に</u>定めるところによる。 (1) 被保険者を代表する委員 <u>5人以内</u> (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>5人以内</u> (3) 公益を代表する委員 <u>5人以内</u> (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 <u>2人以内</u> (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第12条の6の10 第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超えることができない。 (低所得者の保険料の減額) 第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>30万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

現行	改正案
アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>54万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略 2 略 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第12条の6の3」と、「65万円」とあるのは「<u>22万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。 4 略 （出産被保険者の保険料の減額） 第16条の4 略 2 略	アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>56万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略 2 略 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第12条の6の3」と、「65万円」とあるのは「<u>24万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。 4 略 （出産被保険者の保険料の減額） 第16条の4 略 2 略

現行	改正案
3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。 この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第12条の6の3」と、「65万円」とあるのは「<u>20万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。	3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。 この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第12条の6の3」と、「65万円」とあるのは「<u>24万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。
4～6 略	4～6 略
7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。 この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第12条の6の3」と、「65万円」とあるのは「<u>20万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。	7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。 この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第12条の6の3」と、「65万円」とあるのは「<u>24万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。
8 略	8 略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第221号）	4 制定改廃の概要	1. 左記の政令の一部改正に伴い、引用条文の整理を行う。（第3条関係） 「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。
3 制定改廃の理由	・上記の政令の一部改正に伴い、本市の条例で引用する条項にずれが生じたため、所要の改正を行うもの。		
5 施行期日	令和7年6月1日	所管部課	都市整備部 公園緑地課

奈良市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
(園路及び広場) 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場合には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 略	(園路及び広場) 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場合には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 略